

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第69期) 至 平成23年3月31日

い ち よ し 証 券 株 式 会 社

E 0 3 7 7 2

第69期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書・内部統制報告書を末尾に綴じ込んでおります。

い ち よ し 証 券 株 式 会 社

目 次

頁

第69期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【対処すべき課題】	11
3 【事業等のリスク】	23
4 【経営上の重要な契約等】	24
5 【研究開発活動】	24
6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	29
1 【設備投資等の概要】	29
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【株価の推移】	45
5 【役員の状況】	46
6 【業務の状況】	51
7 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5 【経理の状況】	65
1 【連結財務諸表等】	66
2 【財務諸表等】	115
第6 【提出会社の株式事務の概要】	144
第7 【提出会社の参考情報】	145
1 【提出会社の親会社等の情報】	145
2 【その他の参考情報】	145
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	147

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月21日
【事業年度】	第69期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役(兼)代表執行役社長 武 樋 政 司
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京(03)3555-6210(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 持 田 清 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京(03)3555-6210(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 持 田 清 孝
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号) 岡山支店 (岡山市北区内山下一丁目1番5号) 神戸支店 (神戸市中央区加納町六丁目6番1号) 横浜支店 (横浜市西区南幸二丁目20番5号) 千葉支店 (千葉市中央区新町1番地20) 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番26号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日 (平成19年3月期)	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 (平成20年3月期)	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日 (平成21年3月期)	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 (平成22年3月期)	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 (平成23年3月期)
営業収益 (百万円)	25,482	21,489	14,256	15,744	13,101
純営業収益 (百万円)	25,282	21,339	14,161	15,661	13,043
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	6,498	1,872	△3,261	140	△1,499
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	3,848	1,087	△4,804	40	△1,575
包括利益 (百万円)	—	—	—	—	△1,550
純資産額 (百万円)	39,318	35,570	28,156	26,917	24,672
総資産額 (百万円)	65,577	50,078	36,596	37,254	35,607
1株当たり純資産額 (円)	826.71	775.38	640.42	619.13	560.19
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	81.09	22.90	△106.03	0.93	△36.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	80.86	22.89	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.9	70.9	76.7	72.1	69.1
自己資本利益率 (%)	9.6	2.9	△15.1	0.1	△6.1
株価収益率 (倍)	23.3	43.6	—	687.1	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,664	7,785	6,478	△5,215	5,358
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△810	△1,538	51	△210	△430
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,072	△4,236	△2,859	△768	△1,152
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	9,636	11,634	15,294	9,156	13,146
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	972 [75]	1,046 [63]	1,041 [31]	984 [29]	984 [26]

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益金額}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100(\%)$$

*自己資本＝純資産合計－(新株予約権＋少数株主持分)

3 平成21年3月期、平成23年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 平成22年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	24,520 (22,229)	20,463 (18,695)	13,318 (12,230)	14,954 (13,766)	12,196 (11,435)
純営業収益 (百万円)	24,320	20,314	13,222	14,878	12,151
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	6,485	1,947	△3,188	235	△1,710
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	3,845	1,108	△4,711	354	△1,759
資本金 (百万円)	14,576	14,577	14,577	14,577	14,577
発行済株式総数 (千株)	48,083	46,388	44,431	44,431	44,431
純資産額 (百万円)	38,886	35,172	27,849	26,926	24,508
総資産額 (百万円)	65,006	49,479	36,029	36,554	34,645
1株当たり純資産額 (円)	818.56	767.39	634.18	620.05	557.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	55.00 (25.00)	32.00 (16.00)	26.00 (16.00)	24.00 (12.00)	24.00 (12.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	81.03	23.35	△103.99	8.08	△40.34
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	80.79	23.34	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.8	71.1	77.2	73.6	70.6
自己資本利益率 (%)	9.7	3.0	△15.0	1.3	△6.8
株価収益率 (倍)	23.3	42.8	—	79.1	—
配当性向 (%)	67.9	137.0	—	297.0	—
純資産配当率 (%)	6.6	4.0	3.7	3.8	4.1
自己資本規制比率 (%)	503.9	446.0	383.8	494.1	472.5
従業員数 [外, 平均臨時雇用者数] (名)	911 [66]	984 [55]	965 [15]	903 [14]	895 [15]

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第65期の1株当たり配当額55円には、東証・大証市場第一部指定記念配当20円（中間配当10円、期末配当10円）を含んでおります。

3 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益金額}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100(\%)$$

*自己資本＝純資産合計－新株予約権

$$\text{純資産配当率} = \frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当額(年間)}}{(\text{期首1株当たり純資産} + \text{期末1株当たり純資産}) \div 2} \times 100(\%)$$

・自己資本規制比率は金融商品取引法に基づき、決算数値を基に算出したものであります。

4 第67期、第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

提出会社は、昭和19年5月29日、証券業大森商店(代表者 大森陳太)、証券業赤阪商店(代表者 赤阪福太郎)、証券業高木商店(代表者 高木清太郎)の3店が合併し、大阪市東区(現中央区)に三栄証券株式会社として、資本金50万円で設立されました。設立後の沿革の概要は次のとおりであります。

年月	概要
昭和23年10月	証券取引法に基づく証券業者としての登録を受ける。
24年4月	大阪証券取引所(現・株式会社大阪証券取引所)の正会員となる。
25年8月	一吉証券株式会社に商号を変更する。
37年12月	一吉不動産株式会社(平成11年6月、いちよしビジネスサービス株式会社に商号変更(現・連結子会社))を設立する。
43年4月	改正証券取引法に基づく証券業の免許を受ける。
46年10月	東京証券取引所(現・株式会社東京証券取引所)の正会員となる。
58年10月	御坊阪本証券株式会社を吸収合併する。
61年6月	資本金を35億45百万円に増資し、総合証券となる。
61年10月	一吉投資顧問株式会社を設立し、調査部門を分離独立する。
61年11月	香港駐在員事務所を現地法人化して、一吉国際(香港)有限公司を設立する。
62年5月	株式会社一吉調査センター(平成2年4月、株式会社一吉証券経済研究所に商号変更)を設立し、一吉投資顧問株式会社の調査部門を同社に移管する。
63年4月	日本銀行との当座預金取引を開始する。
63年5月	国債元利金支払取扱店の承認を日本銀行から受ける。
63年11月	名古屋証券取引所(現・株式会社名古屋証券取引所)の正会員となる。
平成元年3月	日本銀行との手形貸付取引の承認を受ける。
元年4月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場する。
2年3月	株式会社一吉ファイナンス(平成5年5月、株式会社一吉エンタープライズに商号変更)を設立する。
4年4月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化して、イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを設立する。
4年5月	インドネシアの総合証券会社に資本参加し、社名をピー ティー イチヨシ アルファ セキュリティーズ(平成11年4月、ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアに社名変更)とする。
10年12月	改正証券取引法に基づく証券会社として登録。
11年1月	抵当証券業の規則等に関する法律に基づく抵当証券業の登録を受ける。
12年3月	株式会社一吉エンタープライズを清算する。
12年7月	「一吉証券株式会社」から「いちよし証券株式会社」に商号変更する。
12年7月	本店を東京都中央区に移転する。
12年7月	「一吉投資顧問株式会社」から「いちよし投資顧問株式会社」に商号変更する。
12年7月	「株式会社一吉証券経済研究所」から「株式会社いちよし経済研究所」に商号変更する。
12年12月	いちよし投資顧問株式会社を連結子会社とする。
12年12月	株式会社いちよし経済研究所を連結子会社とする。
13年12月	ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアを連結子会社から除外とする。
14年4月	抵当証券の販売の媒介等の業務を廃止する。
14年8月	イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを清算する。
15年6月	提出会社が委員会等設置会社(現・委員会設置会社)へ移行する。
18年3月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定される。
18年7月	株式会社いちよしIR研究所を設立し連結子会社とする。
19年9月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受ける。
21年8月	株式会社いちよしIR研究所を清算する。
22年2月	一吉国際(香港)有限公司を清算する。
22年4月	環証券株式会社を吸収合併する。
23年1月	飯田證券株式会社、佐世保証証券株式会社を吸収合併する。
23年3月末現在	連結子会社は3社。提出会社の店舗数は43店となる。

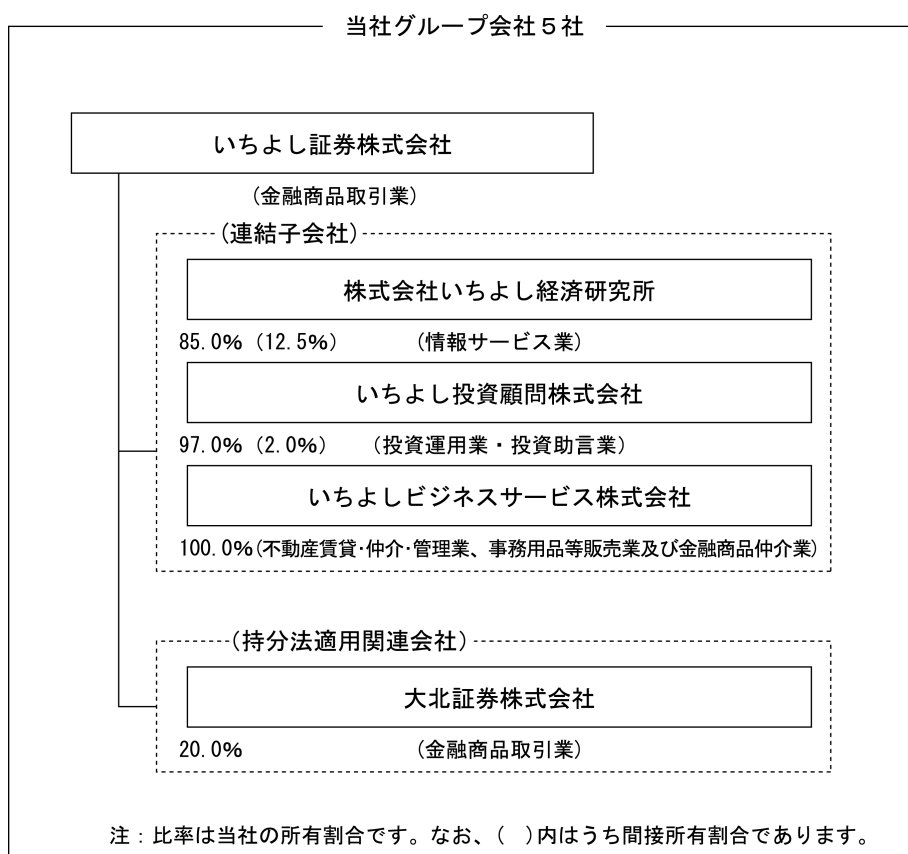
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の関係会社4社(連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社)で構成され、主たる事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を展開しております。

当社の具体的業務は、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、及びその他の有価証券関連業であり、これらに関するお客様の多様なニーズに対応したサービスを提供しております。

当社の関係会社は、当社の業務に関連した事業を展開しております。「株式会社いちよし経済研究所」は中小型成長企業の株式に係る調査・情報収集、「いちよし投資顧問株式会社」は投資運用業・投資助言業務を通じたアセット・マネジメント業務、「いちよしビジネスサービス株式会社」は当社グループにおける周辺業務の事務代行サービス、不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等の販売及び金融商品仲介業をそれぞれ行っております。

また、平成22年10月28日、岩手県盛岡市に本社を置く大北証券株式会社の第三者割当増資を引き受け、同社を持分法適用関連会社としました。今後は同地区における協働による事業展開を図っていく計画です。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
株式会社 いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	情報サービス業	85.0 (12.5)	—	調査・情報収集の受託 役員の兼任 4名
いちよし投資顧問 株式会社	東京都中央区	490百万円	投資運用業・ 投資助言業	97.0 (2.0)	—	投資運用業・投資助言業 役員の兼任 3名
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区	240百万円	不動産賃貸・仲 介・管理業、事 務用品等販売業 及び金融商品仲 介業	100.0	—	当社グループの事務代行及び 事務用品等販売業 役員の兼任 3名 提出会社との建物の賃貸

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は間接所有で内数表示しております。
2 上記の各社は有価証券届出書または有価証券報告書を提出しておりません。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
大北証券株式会社	岩手県盛岡市	128百万円	金融商品取引業	20.0	0.1	役員の兼任 1名

- (注) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年 3月31日現在

	従業員数(名)
連結会社合計	984 [26]

- (注) 1 当社グループは、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は就業人員であり、[]内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
3 従業員数は、契約社員(94名)及び歩合外務員(6名)を含め、顧問(10名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成23年 3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
895 [15]	40.9	10.7	5,676,022

- (注) 1 当社は、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、当社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。
3 従業員数は就業人員であり、[]内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
4 従業員数は、契約社員(69名)及び歩合外務員(6名)を含め、顧問(10名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
5 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6 平均年間給与は、契約社員(69名)及び歩合外務員(6名)分を含んでおりません。
7 平均年齢及び平均勤続年数は、歩合外務員(6名)を含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

いちよし証券従業員組合は経済生活の向上と労働条件の改善のため、昭和44年7月30日に結成されました。当組合は当社グループの職員のみをもって組織する単一組合であり、外部上部団体には所属しておりません。現在、各社とも労使関係は終始円満に推移しており、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の状況

当連結会計年度の国内株式市場は、欧州財政不安による世界経済への影響が日本の景気にも重石となるとの懸念から、日経平均株価も4月の昨年来高値1万1,408円を付けた後、調整局面を迎え、9月1日には昨年来安値8,796円まで約2割の下落となりました。11月には米国が量的緩和第2弾（QE2）に踏み切ると、円高の流れに変化が生じ、日経平均株価も反発に転じました。年明け以降も国内の株式市場は堅調に推移し、日経平均株価は2月17日には1万891円と、昨年4月の昨年来高値を目指す水準まで回復しましたが、3月11日に発生した東日本大震災により国内の株式市場は大幅な下落にみまわれました。3月15日には日経平均株価が8,227円を付け、東日本大震災直前の3月10日終値と比較して約2割急落し、昨年9月に付けた昨年来安値を更新しましたが、日銀の追加金融緩和と短期金融市場への潤沢な資金供給が奏効し日経平均株価は9,755円で期末を迎えました。

当社が得意とする新興市場では、代表的な指標である日経ジャスダック平均株価が4月以降の調整局面を経て11月上旬から反発に転じ、年明けの2月21日には1,351円と、昨年4月の昨年来高値1,355円に迫りましたが、東日本大震災により3月15日には1,034円まで急落し、その後東証1部市場の反発同様に反発し、期末の日経ジャスダック平均株価は1,229円で終わりました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度とほぼ同額の1兆5,532億円、大証ジャスダック市場の一日平均売買代金は前連結会計年度比12.8%増の209億円となりました。

このような環境下、当社は「グローバル・ソブリン・オープン」、「メロン世界新興国ソブリン・ファンド」を始めとした8銘柄の投資信託をお客様の安定的な資産（ベース資産）として位置づけ、販売の中心に捉えるとともに、世界各国のリートに投資する「三井住友・グローバル・リート・オープン」、及び「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」、当社が得意とする中小型株に特化した「いちよし・インベスコ中小型成長株オープン」等のエクイティ型投資信託の販売に注力して参りました。

その結果、当社グループの純営業収益は前連結会計年度比16.7%減の130億43百万円となりました。一方、販売費・一般管理費は同5.0%減の146億56百万円となり、経常損失は14億99百万円となりました。

また、当連結会計年度末の預り資産は、前連結会計年度末比1.7%減の1兆3,467億円となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

受入手数料の合計は前連結会計年度比16.9%減の115億67百万円となりました。

	平成22年3月期(百万円)	平成23年3月期(百万円)
受入手数料	13,912	11,567
委託手数料	5,128	4,245
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	143	44
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	3,736	2,660
その他の受入手数料	4,903	4,616

委託手数料：

株券の委託手数料合計は前連結会計年度比16.6%減の42億25百万円となりました。

このうち、株式委託手数料に占める中小型株式（東証2部・大証2部、大証ジャスダック、東証マザーズ）の割合は前連結会計年度の14.0%から15.6%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料：

発行市場では、新規公開企業4社の幹事・引受シ団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは6社の幹事・引受シ団に加入いたしました。（前連結会計年度は新規公開企業5社の幹事・引受シ団への加入、及び既公開企業は主幹事1社を含む5社の公募・売出しの幹事・引受シ団への加入）

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は前連結会計年度比68.8%減の44百万円となりました。

なお、当連結会計年度末における累計引受社数は832社（うち主幹事27社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料：

毎月分配型ファンドを中心に販売した投資信託に係る手数料が前連結会計年度比28.9%減の26億54百万円と減少し、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は同28.8%減の26億60百万円となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末残高が前連結会計年度末比2.6%減の6,657億円と減少したことにより、信託報酬が同1.4%減の41億92百万円となりました。これに変額個人年金などの保険手数料、ラップアカウントの口座管理料及びアンバンドリング手数料等を加え、全体では同5.9%減の46億16百万円となりました。

② トレーディング損益

	平成22年3月期(百万円)	平成23年3月期(百万円)
トレーディング損益	934	583
株券等トレーディング損益	455	274
債券等・その他の トレーディング損益	478	308
(債券等トレーディング損益)	505	232
(その他のトレーディング損益)	△26	76

株券等のトレーディング損益は、前連結会計年度比39.8%減の2億74百万円の利益となりました。債券等・その他のトレーディング損益は、同35.5%減の3億8百万円の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では同37.6%減の5億83百万円の利益となりました。

③ 金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の期中平均残高の減少により、前連結会計年度比29.7%減の1億77百万円、金融費用は、同31.1%減の57百万円となり、差引き金融収支は同29.1%減の1億19百万円となりました。

④ 販売費・一般管理費

継続的に取り組んでいるコスト削減や外部委託業務の見直し及び組織再編による本社機能の効率化を行った結果、販売費・一般管理費は前連結会計年度比5.0%減の146億56百万円となりました。

⑤ 営業外損益及び特別損益

当連結会計年度の営業外損益は113百万円の利益となり、当連結会計年度の経常損失は14億99百万円となりました。

また、特別利益は、金融商品取引責任準備金戻入48百万円、投資有価証券売却益21百万円等で、1億6百万円を計上いたしました。特別損失は、減損損失64百万円等で、99百万円を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の特別損益は7百万円の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純損失は14億92百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税75百万円、法人税等調整額6百万円等を減算した結果、当期純損失は15億75百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失となりましたが、信用取引資産、顧客分別信託金、投資信託に係る募集等払込金の減少等により増加し、53億58百万円(前連結会計年度比105億74百万円の増加)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出及び無形固定資産の取得による支出等により、△4億30百万円(同2億20百万円の減少)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により、△11億52百万円(同3億84百万円の減少)となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、39億90百万円増加し、131億46百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品：

最近2連結会計年度末におけるトレーディング商品残高は以下のとおりであります。

	平成22年3月31日(百万円)	平成23年3月31日(百万円)
資産の部のトレーディング商品	425	373
商品有価証券等	425	373
株券	50	37
債券	266	227
CP及びCD	—	—
受益証券等	108	108
その他	—	—
デリバティブ取引	—	—
オプション取引	—	—
為替予約取引	—	—
その他	—	—
負債の部のトレーディング商品	4	2
商品有価証券等	—	—
株券	—	—
債券	—	—
CP及びCD	—	—
受益証券等	—	—
その他	—	—
デリバティブ取引	4	2
オプション取引	—	—
為替予約取引	4	2
その他	—	—

トレーディングに係るリスク管理体制：

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理方針及びリスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室においてモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。

2 【対処すべき課題】

いちよしグループの永続的な繁栄を支える「価値基準」として役職員が「クレド」を共有し、「クレド」に沿った行動を実践していくことにより、いちよしブランドの価値を高めて参ります。

リテールのお客様との長期にわたるお取引を基本とし、厳選した金融商品をご提案するとともに、マーケット環境を的確に捉えた資産運用サービスを通じて、預り資産の拡大を図っております。具体的には、比較的安定的な資産（ベース資産）を中心にお客様の投資の目的やリスク許容度等に合わせ、総合的ポートフォリオ提案を行って参ります。また、運用期間中も定期的な情報提供を行うなどアフターフォローに努めて参ります。

ホールセールビジネスについては、新興成長企業に対する新規公開業務、引受業務、M&Aのアドバイスなどの投資銀行業務の拡充を図って参ります。

海外機関投資家に対しては、当社の強みであるリサーチ力を活かし中小型成長株のリサーチ・レポートの英文配信ビジネスを拡充させて参ります。

成長戦略の一環として、平成23年1月4日に合併した飯田証券及び佐世保証券の店舗を引き継ぎ、飯田支店（長野県飯田市）、駒ヶ根支店（長野県駒ヶ根市）、伊那支店（長野県伊那市）並びに佐世保支店（長崎県佐世保市）、諫早支店（長崎県諫早市）、唐津支店（佐賀県唐津市）、武雄支店（佐賀県武雄市）の計7店舗を開設しました。平成22年10月28日には、大北証券（岩手県盛岡市）を持分法適用関連会社とし、協働による事業展開を計画しております。今後も、既存営業店を分離・開設することや地方証券とのネットワーク構築により販売網を広げていくこと、いちよしダイレクト（コールセンター）機能の充実、金融商品仲介業や顧客紹介業も拡大することにより、お客様とのチャネルの多様化を図って参ります。

人材の育成に関しましては、当社の生産性向上のため、アドバイザー一人ひとりの質の向上や本社部門の専門性の底上げが必須と考えております。若手アドバイザー一人ひとりにベテランアドバイザーをインストラクターとして配置することにより現場力アップを図り、部支店単位のコンプライアンス会議、及びe-ラーニング研修等によりコンプライアンス力を充実させるなど、全職員の育成に力を入れております。

＜ 当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策） ＞

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場における大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成8年4月以降3回の中期経営計画の実施により構築した土台の上に「ブランド・ブティックハウス」構築の為に「棟上げ」をする位置づけで、平成20年4月から「中期経営計画」に取り組んで参りました。しかしながら、平成20年9月のリーマン破綻以降、未曾有のグローバル金融危機とそれに伴う世界経済危機により、当社を取り巻く経営環境は急激に悪化いたしました。

この経営環境の悪化により、当社が積み上げてきた「ブランド・ブティックハウス」の土台を再度より強固なものに築き直す必要があると判断し、平成21年4月より「新中期経営計画」を以下のとおり策定しております。

① 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」 「Long Term Good Relation」

② 新中期経営計画の数値目標

目標の時期	平成24年3月末
預り資産	2兆円
主幹事会社数（累計）	35社
ROE	10～15%程度

③ 8つの基本戦略

イ、クレド（企業理念）の徹底— 永続的な成長のベースになる経営理念

ロ、営業基盤の拡大— 預り資産の増大

ハ、収支構造の改善の継続— 株式市場の変動に影響されない収支構造の促進

ニ、既存ビジネスの収益力の厚み増加— 中小型株特化の収益力アップ

ホ、いちよしグループの総合力— 「トライアングル・ピラミッド経営」の強化

ヘ、コンプライアンスの実践— コンプライアンスは競争力の源泉

ト、チャネルの多様化— 成長戦略の一環

チ、人材の育成— 人材こそが成長の源泉

(2) コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、上述の経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役3名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員2名を含む監査委員会による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、内部監査部門として内部監査部を、平成18年5月より内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（D O E）も勘案した配当金額を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

なお、平成23年3月期の中間配当より、配当性向（40％程度）は継続し、純資産配当率（D O E）については半期毎に見直すこととしております。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

(2) 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、イ．大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、ロ．当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

② 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

イ. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要

ロ. 大規模買付行為の目的及び内容

ハ. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

ニ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

ホ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

ヘ. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

③ 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、イ. 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、ロ. その他の大規模買付行為の場合には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

(3) 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、（注４）新株予約権の概要のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のイ．ないしへ．の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- イ．真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ロ．当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ハ．当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ニ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ホ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

へ. その他、イ. ないしホ. に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③ 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した社外取締役等で構成される独立委員会を設置いたしました。独立委員会の委員は3名とし、その詳細は（注5）独立委員会委員略歴のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

① 大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールの更新は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

② 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといたした各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

① 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

- ② 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ．株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、平成23年6月18日開催の当社株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただいております。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

ハ．独立した社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重していません。

(注1) 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。)

又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。)

を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。))も加算して計算するものとします。)

又は、

(ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。)の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

(注4) 新株予約権の概要

(i) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。))において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。))における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。))と同数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(iii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(iv) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式(普通株式)とし、新株予約権の1個の目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。))は、原則として1株とします。

(v) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(vi) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(ix)項(ロ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(vii) 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(ix)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(viii) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ix) 当社による新株予約権の取得

(イ) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(ロ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(注5) 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名といたします。

安齋 隆（あんざい たかし）

（略歴）

昭和16年生

昭和38年 4月 日本銀行 入行

昭和60年 3月 同行新潟支店長

平成6年 5月 同行審査局長

平成6年 12月 同行理事

平成10年 11月 日本長期信用銀行頭取

平成12年 8月 (株)イトーヨーカ堂顧問

平成13年 4月 (株)アイワイバンク銀行（現 (株)セブン銀行）
代表取締役社長

平成22年 6月 同社代表取締役会長（現任）

※ 安齋隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

池田 典義（いけだ のりよし）

（略歴）

昭和15年生

昭和38年 4月 モービル石油(株) 入社

昭和46年 4月 (株)フジコンサルタント(現 (株)アイネット) 代表取締役社長

平成15年 6月 (株)テレビ神奈川社外取締役（現任）

平成18年 6月 (株)アイネット代表取締役会長（現任）

平成22年 3月 (株)相模原ゴルフクラブ代表取締役社長（現任）

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

五木田 彬（ごきた あきら）

（略歴）

昭和22年生

昭和53年 4月 検事任官 東京地方検察庁（刑事部、公判部）

昭和54年 3月 水戸地方検察庁

昭和57年 3月 東京地方検察庁（刑事部、特別捜査部）

昭和60年 3月 大阪地方検察庁（特別捜査部）

昭和62年 3月 東京地方検察庁（特別捜査部）

昭和63年 3月 検事退官

昭和63年 4月 弁護士登録

平成6年 5月 五木田・三浦法律事務所（現任）

平成22年 6月 当社取締役（現任）

※ 五木田彬氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として考えております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成23年6月21日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 金融商品取引業の収益変動リスク

国内及び海外株式・債券相場が下落または低迷した場合、流通市場での売買高が減少し、結果として当社の売買委託手数料が減少する可能性があります。また、これに付随して、発行市場においても同様の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

当社では、自己勘定でトレーディング業務を行っており、株価、金利及び外国為替相場等の変動により、保有する有価証券等の価格が変動し、損失が発生する可能性があります。

(3) 信用（取引先）リスク

取引先の債務不履行等（信用状態の変化を含む）により、損失を被る可能性があります。

(4) 流動性リスク

金融情勢または当社グループの財務内容の悪化等により、資金調達面で制約を受け、資金の流動性に障害が生じる可能性、及び通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失が発生する可能性があります。

(5) 事務リスク

当社グループでは、各種マニュアルの整備やコンプライアンス体制の整備強化に努めておりますが、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

(6) システムに関するリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、または災害や停電による障害等により損失が発生する可能性、及びコンピュータが不正に使用されることにより損失が発生する可能性があります。

(7) リーガルリスク

法令違反等があった場合、損失が発生する可能性、訴訟の提起を受ける可能性、及び監督当局から行政処分等を受ける可能性があります。

(8) 情報関連リスク

インサイダー取引、内部情報の漏洩、及び不適切な情報開示により、損失が発生する可能性、及び社会的信用が低下する可能性があります。

(9) 競争によるリスク

金融・証券業界は本格的な競争時代を迎えており、今後ますます競争は激化していくことが予想されます。こうした中、当社グループが、競争上の優位性を確保できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法制度等の変更によるリスク

昨今の金融・証券業界を取り巻く各種法制度等の改正により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害等によるリスク

地震、火災等の災害により、当社グループの業務体制に支障が生じたり、役職員が被害を受けた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成23年6月21日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりを必要とします。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針等が連結財務諸表における重要な見積もりの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 繰延税金資産

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、業績変動の幅が大きく、長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測することが困難であります。そのため、繰延税金資産については、将来の回収可能性を慎重に判断しております。

② 賞与引当金

当社グループの賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。この具体的な計算方法は、賞与の前支給対象期間の業績対比等の係数を基礎として算出しております。

③ ポイント引当金

当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率等に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。このポイントサービスは、顧客が指定の投資信託を購入した場合に購入ポイントを、また、ある一定期間保有した場合に保有ポイントを付与し、そのポイント残高に応じて商品と交換できる制度であります。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度の株式市場は、年前半は欧州の財政不安(ギリシャ・ショック等)による世界経済への影響が日本の景気にも重石となるとの懸念により、日経平均株価は4月の1万1,400円台の昨年来高値から、9月には約2割の下落となりました。年後半は11月の日米の金融緩和策が奏功し、2月には昨年4月の水準まで回復したものの、3月11日の東日本大震災の影響により、また、不透明な環境に逆戻りし、9,755円で期末を迎えました。

このような環境下において、この1年の取り組みとして、当社のクレドである「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」の経営理念のもと、平成24年3月末の新中期経営計画の数値目標である①預り資産2兆円②ROE10～15%程度③主幹事会社35社の達成を目指して、収益面においては、成長戦略としての地方証券(3社)との合併や出資(1社)、また、当社が特化する中堅企業(中小型株式)のリサーチ(いちよし経済研究所)及び運用(いちよし投資顧問)を担当する当社グループの総合力を最大限に発揮し、8月には中小型成長株の投資信託の新規設定を行い、販売を強化して参りました。

一方、コスト面においては、外部委託していた証券事務代行業務をいちよしビジネスサービスに集約し、オペレーション機能を強化及び効率化することにより、引き続きコスト削減に努めました。

その結果、当社グループの純営業収益は前連結会計年度比16.7%減の130億43百万円、販売費・一般管理費は同5.0%減の146億56百万円となり、当期純損失15億75百万円を計上いたしました。

① 営業収益の分析

イ. 受入手数料

受入手数料の合計は前連結会計年度比16.9%減の115億67百万円となりました。

具体的な受入手数料の内訳は以下のとおりであります。

(委託手数料)

当社グループの株式の委託売買代金は、第3四半期連結累計期間(4～12月)までは前第3四半期連結累計期間比13.3%減と低調に推移しましたが、第4四半期連結会計期間(1～3月)に入って、日米の金融緩和策の影響により大幅回復し、年度ベースでは、前連結会計年度比5.9%減の1兆1,576億円と減少幅が縮小しました。また、株式委託手数料率(株式委託手数料÷株式委託売買代金)は、年前半の株式市場の低迷によりリテール部門の売買が低迷したことにより、0.36%(前連結会計年度0.41%)と0.05%減少いたしました。その結果、株式の委託手数料合計は前連結会計年度比16.6%減の42億25百万円となりました。

(引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、引受け件数では前連結会計年度と同じ10社を確保したものの、引受額の差(前連結会計年度は既公開企業に係る当社主幹事会社を務めたファイナンスが大きく寄与)により、前連結会計年度比68.8%減の44百万円にとどまりました。

(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料)

投資信託の販売における商品の基本戦略としては、グローバル・ソブリン・オープンを始めとした比較的安定した資産をベースに運用し、長期的な成長を目指す「ベース資産」をプラットフォームとした分散投資を勧めております。しかしながら、年前半は欧州の財政問題に端を発した世界同時株安及び為替(円の独歩高)の影響を受け、販売は低調に推移しました。年後半にかけては「ベース資産」のラインナップの拡充を図るとともに、日本の株式市場の回復を受けて、当社グループが特化する中小型成長株投信の販売に注力し、販売額も急回復しましたが、年度の販売額は前連結会計年度比26.2%減の1,386億円にとどまりました。その結果、投資信託の販売手数料は、同28.9%減の26億54百万円となりました。

(その他の受入手数料)

その他の受入手数料は、全体では前連結会計年度比5.9%減の46億16百万円となりました。このうち、投資信託の預り資産残高から生じる信託報酬は、年前半の基準価額の下落による期中平均残高の落ち込みを年後半の販売額の回復によりカバーし、同1.4%減の41億92百万円を確保しました。

また、信託報酬以外のその他の受入手数料は、同35.1%減の4億23百万円にとどまりました。その減少の要因は、変額個人年金保険の取扱保険会社の販売停止により、保険手数料が大きく減少したことにより起ります。一方で、いちよし経済研究所の中堅企業のリサーチ・レポートを英文に翻訳し、海外機関投資家へ配信する対価としてのアンバンドリング手数料が同42.2%増の95百万円と、当社が特化する中小型株に付随する収益力アップに貢献しました。

ロ. トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、株式市場が低調に推移したことにより、前連結会計年度比39.8%減の2億74百万円の利益となりました。債券等・その他のトレーディング損益は、豪ドルの外国債券の販売に注力しましたが、販売額が前連結会計年度比49.6%減の119億円にとどまりました。その結果、債券等・その他のトレーディング損益は、同35.5%減の3億8百万円の利益となりました。

② 販売費・一般管理費の分析

当連結会計年度の販売費・一般管理費は、地方証券との合併(3社)による一時的な合併関連費用が発生したものの、継続したコスト削減でカバーし、前連結会計年度比5.0%減の146億56百万円となりました。具体的には、人件費については、役員報酬15%カットの継続及び業績に連動した賞与などの変動給与の減少、減価償却費については、費用対効果を考慮した設備投資の抑制などであり、また、小さな本社作りの機能を目指し、引き続きコスト削減(固定費)に取り組んで参ります。

(3) 財政状態の分析

① 資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて16億93百万円減少(前連結会計年度末比5.8%減)し、275億41百万円となりました。これは、信用取引資産が17億39百万円減少したこと、及び投資信託に係る募集等払込金が33億67百万円減少したことに関連して、現金・預金が39億72百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて45百万円増加(同0.6%増)し、80億66百万円となりました。これは、主に3社(環証券、飯田証券、佐世保証券)との合併により、のれんが発生したこと、及び土地、建物等を取得したことなどにより増加し、一方で、固定資産の減価償却及び営業店舗の減損損失等で減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて16億47百万円減少(同4.4%減)し、356億7百万円となりました。

② 負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて6億29百万円増加（前連結会計年度末比6.7%増）し、100億31百万円となりました。これは、代行事務預り金等の預り金が14億20百万円増加したこと、一方で、株式市場の低迷により、信用取引貸証券受入金が7億89百万円減少したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて3百万円増加（同0.4%増）し、7億99百万円となりました。これは、連結子会社の長期借入金が増加したことなどによります。

特別法上の準備金は、前連結会計年度末に比べて36百万円減少（同26.1%減）し、1億2百万円となりました。これは、金融商品取引責任準備金の要積立額が減少したことによります。

③ 純資産

純資産は、前連結会計年度末に比べて22億44百万円減少（前連結会計年度末比8.3%減）し、246億72百万円となりました。これは、配当金10億43百万円、及び当期純損失15億75百万円により利益剰余金が26億18百万円減少したことなどによります。

この結果、自己資本比率は69.1%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、472.5%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失となりましたが、信用取引資産、顧客分別信託金、投資信託に係る募集等払込金の減少等により増加し、53億58百万円（前連結会計年度比105億74百万円の増加）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出及び無形固定資産の取得による支出等により、△4億30百万円（同2億20百万円の減少）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により、△11億52百万円（同3億84百万円の減少）となりました。

その結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末残高に比べ、39億90百万円増加し、131億46百万円となり、十分な流動性を確保しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資の主なものとしては、提出会社において、店舗の新設、新システムの導入等、国内子会社においては土地の取得等を行いました。

(1) 店舗の新設

児島支店(平成22年4月)

(2) 重要な設備の新設

当連結会計年度において、主な設備投資は下記のとおりであります。

なお、所要金額はすべて自己資金によっております。

① 提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	完了年月または 取得年月
提出会社	児島支店 (注1) (岡山県倉敷市)	店舗新設	建物及び器具備品	6	平成22年4月
提出会社	東京本社 (東京都中央区)	合併時システム対応	ソフトウェア	68	平成22年4月 平成23年1月
提出会社	東京本社 (注2) (東京都中央区)	PC・電話交換機更新に伴う器具備品等	器具備品	157	平成22年8月 ～ 平成23年3月

(注) 1. 児島支店は、岡山県で3ヶ店目の店舗として、その地域に密着した質の高い資産運用のアドバイスと保有資産のフォロー等のサービスの提供のために新設しております。

(注) 2. PCは42店舗、電話交換機は20店舗で導入しております。

② 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	完了年月または 取得年月
いちよしビジネスサービス株式会社	大阪支店 (大阪市中央区)	駐車場用土地	土地 面積 130.12㎡	116	平成23年2月

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本店	東京都中央区	113	—	—	113	240	賃借
東京支店	東京都中央区	9	—	—	9	25	賃借
赤坂支店	東京都港区	10	—	—	10	15	賃借
中目黒支店	東京都目黒区	10	—	—	10	14	賃借
吉祥寺支店	東京都武蔵野市	8	—	—	8	13	賃借
横浜支店	横浜市西区	13	—	—	13	28	賃借
上大岡支店	横浜市港南区	8	—	—	8	15	賃借
千葉支店	千葉市中央区	10	—	—	10	14	賃借
浦安支店	千葉県浦安市	20	—	—	20	22	賃借
越谷支店	埼玉県越谷市	0	—	—	0	11	賃借
名古屋支店	名古屋市中区	17	—	—	17	28	賃借
岡崎支店	愛知県岡崎市	0	—	—	0	3	賃借
飯田支店	長野県飯田市	8	24	485.1	33	21	所有
駒ヶ根支店	長野県駒ヶ根市	7	5	196.3	13	5	所有
伊那支店	長野県伊那市	10	8	298.0	19	6	所有
大阪支店	大阪市中央区	104	—	—	104	46	いちよし ビジネス サービス (株)から の賃借
梅田支店	大阪市北区	6	—	—	6	14	賃借
今里支店	大阪市東成区	11	—	—	11	17	賃借
針中野支店	大阪市東住吉区	23	—	—	23	14	賃借
難波支店	大阪市中央区	13	—	—	13	16	賃借
石橋支店	大阪府池田市	31	—	—	31	17	賃借
岸和田支店	大阪府岸和田市	31	—	—	31	15	賃借
枚方支店	大阪府枚方市	34	—	—	34	16	賃借
八尾支店	大阪府八尾市	9	—	—	9	20	賃借
神戸支店	神戸市中央区	11	—	—	11	17	賃借
加古川支店	兵庫県加古川市	21	—	—	21	18	賃借
伏見支店	京都市伏見区	13	—	—	13	23	賃借
高田支店	奈良県大和高田市	120	64	396.6	184	24	所有
学園前支店	奈良県奈良市	0	—	—	0	10	賃借
御坊支店	和歌山県御坊市	16	—	—	16	15	賃借
田辺支店	和歌山県田辺市	0	—	—	0	16	賃借
環支店	和歌山県新宮市	1	—	—	1	12	賃借
環串本支店	和歌山県東牟婁郡 串本町	6	4	99.3	10	2	所有

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
岡山支店	岡山県岡山市	52	123	325.8	175	27	所有
倉敷支店	岡山県倉敷市	14	—	—	14	30	賃借
児島支店	岡山県倉敷市	4	—	—	4	3	賃借
小豆島支店	香川県小豆郡 土庄町	17	—	—	17	11	賃借
大牟田支店	福岡県大牟田市	9	—	—	9	14	賃借
佐世保支店	長崎県佐世保市	50	34	173.2	84	14	所有
諫早支店	長崎県諫早市	1	—	—	1	4	賃借
唐津支店	佐賀県唐津市	4	18	298.9	22	5	所有
武雄支店	佐賀県武雄市	2	—	—	2	4	賃借
いちよし ダイレクト	東京都中央区	9	—	—	9	11	賃借

(注) 1. 環支店、環串本支店は平成22年4月12日に環証券株式会社から店舗を引き継いでおります。

(注) 2. 飯田支店、駒ヶ根支店、伊那支店は平成23年1月4日に飯田証券株式会社から店舗を引き継いでおります。

(注) 3. 佐世保支店、諫早支店、唐津支店、武雄支店は平成23年1月4日に佐世保証券株式会社から店舗を引き継いでおります。

(2) 国内子会社

会社名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
株式会社 いちよし経済 研究所	東京都中央区	1	—	—	—	1	20	賃借
いちよし投資顧問 株式会社	東京都中央区	6	—	—	—	6	6	賃借
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区 大阪市中央区	345	662	1,319.6	5	1,013	63 [11]	所有、賃 借

(注) 従業員数は就業人員であり、〔 〕内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。また、臨時雇用者にはアルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,431,386	44,431,386	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	44,431,386	44,431,386	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成21年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2,814(注 1)	2,814(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	281,400	281,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり676(注 2)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年10月 2 日～ 平成26年10月 1 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 676 資本組入額 338	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注1)	47	48,083	20	14,576	20	3,704
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注2)	△1,694	46,388	1	14,577	1	3,705
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注3)	△1,957	44,431	—	14,577	—	3,705

(注) 1 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が47千株、資本金が20百万円及び資本準備金が20百万円それぞれ増加しております。

2 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が5千株、資本金が1百万円及び資本準備金が1百万円それぞれ増加しております。

自己株式の消却により、発行済株式総数が1,699千株減少しております。

3 自己株式の消却により、発行済株式総数が1,957千株減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	1	29	22	140	90	5	13, 234	13, 521	—
所有株式数 （単元）	225	44, 683	2, 497	86, 776	131, 093	31	178, 753	444, 058	25, 586
所有株式数 の割合（％）	0. 05	10. 06	0. 56	19. 54	29. 52	0. 01	40. 26	100. 00	—

(注) 自己株式490,881株は、「個人その他」に4,908単元、「単元未満株式の状況」に81株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7-2	5,298	11.92
State Street Bank And Trust Company (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	P.O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,235	5.03
State Street Bank And Trust Company 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,069	4.65
J.P. Morgan Clearing Corp-Sec (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	One Metrotech Center North, Brooklyn, NY 11201 (東京都品川区東品川二丁目3-14)	1,466	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,114	2.50
State Street Bank And Trust Company (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	980	2.20
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6-5	879	1.98
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6-1	869	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	650	1.46
State Street Bank And Trust Company 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	590	1.32
計	—	16,155	36.35

(注) 次の法人等から、平成22年4月26日付(報告義務発生日 平成22年4月21日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Harris Associates L.P.	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602	6,982	15.71

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 490,800	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,915,000	439,150	同上
単元未満株式	普通株式 25,586	—	同上
発行済株式総数	44,431,386	—	—
総株主の議決権	—	439,150	—

(注) 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式81株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	490,800	—	490,800	1.10
計	—	490,800	—	490,800	1.10

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を以下のとおり採用しております。

① 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成21年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 382名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	676(注2)
新株予約権の行使期間	平成23年10月2日～平成26年10月1日
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

※ 上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は2,882個（288,200株）であります。

② 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成22年6月19日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	平成24年6月20日～平成32年6月19日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

※ 上記決議事項は市場動向等を勘案し付与は行いませんでした。

③ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成23年6月18日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	平成25年6月19日～平成33年6月18日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	108	68,272
当期間における取得自己株式	49	24,500

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	532,288	268,805,545	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	490,881	—	490,930	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

配当を継続して充実させていくことを目的として、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

なお、純資産配当率の水準については、半期毎に見直すこととしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

以上の配当方針に基づき、当事業年度の1株当たりの配当金は純資産配当率（4％程度）を採用し、中間配当金12円、期末配当金12円の合計24円とさせていただきます。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとさせていただきます。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年10月28日 取締役会決議	522	12
平成23年5月17日 取締役会決議	527	12

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	2,335	2,080	1,214	944	693
最低(円)	1,411	768	337	432	416

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	590	580	645	664	652	635
最低(円)	442	427	545	605	609	416

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長 指名委員 報酬委員	武 樋 政 司	昭和18年4月13日生	昭和42年4月 野村證券㈱入社 平成2年6月 同社常務取締役 平成5年6月 当社代表取締役副社長 平成7年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長 取締役会議長・指名委員・報酬委員 当社相談役 平成18年12月 当社代表執行役社長 平成19年12月 当社取締役(兼)代表執行役社長 平成20年6月 指名委員・報酬委員(現在) 平成22年4月 当社取締役会議長(現在)	(注2)	120
取締役	—	田名網 信 孝	昭和26年12月27日生	昭和49年4月 野村證券㈱入社 平成8年6月 同社第一企業部長 平成12年6月 当社執行役員 法人本部副本部長 平成13年5月 当社法人本部長 平成14年6月 当社常務執行役員 平成15年6月 当社上席執行役 平成18年3月 当社執行役常務 平成18年3月 当社インベストメント・バンキング担 当 平成19年10月 当社第1、2、3アドバイザー本部 IA・FA担当 平成20年4月 当社第1、2、3アドバイザー本部・ アドバイザーサポート本部・FA担当 平成21年2月 当社第1、2アドバイザー本部・アド バイザーサポート本部・FA担当 平成22年3月 飯田證券㈱取締役 平成22年4月 当社執行役専務 平成22年6月 当社取締役(兼)執行役専務(現在) 平成22年11月 当社アドバイザー本部・アドバイザー サポート本部管掌・FA担当 平成23年1月 当社投資銀行本部管掌(現在)	(注2)	70
取締役	—	山 崎 泰 明	昭和35年3月21日生	昭和60年4月 三洋証券㈱入社 平成9年10月 当社入社 平成16年9月 当社執行役 アドバイザーサポート本 部長 平成18年8月 当社管理本部長(兼)リスク管理部長 平成20年5月 当社上席執行役 業務管理本部長(兼) 検査部長 平成21年8月 当社執行役 財務・企画、システム担 当 平成22年3月 飯田證券㈱取締役 平成22年4月 当社執行役常務 平成22年5月 当社ラップアカウント担当(現在) 平成22年11月 当社アドバイザーサポート本部長 平成22年11月 大北証券㈱取締役(現在) 平成23年1月 当社アドバイザー本部担当 平成23年6月 当社取締役(兼)執行役常務 アドバイザー本部管掌・アドバイザー サポート本部担当(現在)	(注2)	22
取締役	監査委員	石 川 尚 志	昭和34年12月8日生	昭和61年8月 東京大学医学部脳研究所神経内科勤務 平成6年5月 大成証券㈱入社(常勤顧問) 平成6年6月 同社取締役 平成9年6月 同社取締役社長 平成23年3月 同社取締役社長退任 平成23年6月 当社取締役(現在) 平成23年6月 当社監査委員(現在)	(注2)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員 報酬委員 監査委員	五 木 田 彬	昭和22年9月20日生	昭和53年4月 昭和54年3月 昭和57年3月 昭和60年3月 昭和62年3月 昭和63年3月 昭和63年4月 平成6年5月 平成22年6月 平成22年6月	検事任官 東京地方検察庁 (刑事部、公判部) 水戸地方検察庁 東京地方検察庁 (刑事部、特別捜査部) 大阪地方検察庁 (特別捜査部) 東京地方検察庁 (特別捜査部) 検事退官 弁護士登録 五木田・三浦法律事務所開設 (現在) 当社取締役(現在) 当社指名委員・報酬委員・監査委員 (現在)	(注2)	—
取締役	指名委員 報酬委員	掛 谷 建 郎	昭和26年9月13日生	昭和51年4月 昭和62年3月 平成3年3月 平成8年4月 平成8年5月 平成8年6月 平成19年11月 平成22年6月 平成23年6月	㈱日本経済新聞社入社 東京本社編集局証券部記者 同社米国ワシントン支局記者 同社東京本社証券部次長兼編集委員 同社退社 ㈱掛谷工務店入社 同社代表取締役社長 (現在) 茨木商工会議所会頭 (現在) 当社取締役(現在) 当社指名委員・報酬委員(現在)	(注2)	1
取締役	監査委員	櫻 井 光 太	昭和34年8月20日生	昭和58年4月 平成3年10月 平成7年8月 平成12年3月 平成12年3月 平成14年9月 平成22年11月 平成23年6月 平成23年6月	㈱ダーバン入社 センチュリー監査法人 (現新日本有限 責任監査法人) 入所 公認会計士登録 同監査法人退所 ㈱デジタルガレージ入社 同社取締役 信永東京有限責任監査法人 パートナ ー・公認会計士 (現在) 当社取締役 (現在) 当社監査委員(現在)	(注2)	—
計							214

- (注) 1 取締役 五木田彬氏、掛谷建郎氏及び櫻井光太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 当社は委員会設置会社であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長	—	武 樋 政 司	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注1)	(1)取締役 の状況参照
執行役専務	投資銀行本部 管掌	田名網 信 孝	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注1)	(1)取締役 の状況参照
執行役常務	アドバイザー 本部管掌、ア ドバイザーサ ポート本部、 ラップアカウ ント担当	山 崎 泰 明	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注1)	(1)取締役 の状況参照
執行役常務	内部統制担当 法務・広報・ 秘書・引受審 査担当(兼) 法務室長	高 石 俊 彦	昭和34年3月23日生	昭和58年4月 平成12年10月 平成14年10月 平成17年4月 平成17年11月 平成18年7月 平成18年12月 平成19年10月 平成20年1月 平成21年2月 平成21年8月	野村證券(株)入社 フランクリン・テンプレート・イン ベストメンツ(株) リーガル&コンプライアンス部長 スパークス・アセット・マネジメ ント投信(株) リーガル&コンプライアンス室長 当社上席執行役 経営企画担当 当社経営企画・引受審査担当 当社経営企画・引受審査・システ ム担当 当社執行役常務(現在) 当社内部監査担当 当社経営企画・引受審査・システ ム担当 当社経営企画・広報・秘書・引受 審査担当 当社内部統制担当 法務・広報・秘書・引受審査担当 (兼) 法務室長 (現在)	(注1)	4
執行役常務	財務・企画、 システム、人 事研修管掌、 ディーリング 担当(兼) 業務 管理本部長	畑 中 久 人	昭和34年3月19日生	平成9年3月 平成10年4月 平成14年6月 平成14年10月 平成15年6月 平成16年9月 平成17年5月 平成17年6月 平成18年3月 平成18年5月 平成18年12月 平成19年10月 平成20年1月 平成21年2月 平成23年4月	三洋証券(株)岡崎支店長 当社入社 当社執行役員 アドバイザーサポ ート本部長 当社アドバイザー本部第3ブロッ ク長(兼)投資相談担当 当社執行役 当社第2ブロック長(兼)投資相談 担当 当社アドバイザー本部長(兼)第1 ブロック長(兼)IA・FA・投資相談 担当 当社第1ブロック長(兼)IA・FA・ 投資相談担当 当社上席執行役 当社第1アドバイザー本部長(兼) IA・FA・投資相談担当 当社第1、2アドバイザー本部・ IA・FA担当 当社経営企画・人事・研修担当 当社人事・研修担当 当社執行役 法人営業本部長・ 機関投資家本部担当 当社執行役常務 財務・企画、システム、人事研修 管掌、ディーリング担当(兼) 業 務管理本部長 (現在)	(注1)	31

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	第2アドバイザー本部長	立 石 司 郎	昭和38年8月12日生	昭和61年4月 当社入社 平成9年11月 当社浦安支店長 平成14年2月 当社人事部長 平成16年3月 当社大阪資産アドバイザー部長 平成16年9月 当社執行役 第3ブロック長(兼)投資相談担当 平成17年5月 当社第2ブロック長(兼)投資相談担当 平成18年5月 当社第2アドバイザー本部長(兼)投資相談担当 平成19年10月 当社第3アドバイザー本部長(兼)投資相談担当 平成20年4月 当社上席執行役 平成20年4月 当社アドバイザーサポート本部長(兼)ラップアカウントサービス部長 平成20年5月 当社アドバイザーサポート本部長(兼)ウエルスマネジメント部長 平成21年2月 当社執行役 アドバイザーサポート本部長 平成22年7月 当社執行役 第2アドバイザー本部長(現在)	(注1)	14
執行役	法人営業本部担当(兼)機関投資家本部長	秋 葉 滋	昭和28年3月9日生	昭和50年4月 大和証券㈱入社 昭和53年1月 三洋証券㈱入社 昭和62年7月 ユービーエス・フィリップス・アンド・ドゥルー・インターナショナル(株)入社 平成2年5月 同社東京支店取締役 平成5年9月 ユービーエス証券㈱(旧ユービーエス・フィリップス・アンド・ドゥルー・インターナショナル㈱)東京支店 取締役東京支店長 平成11年4月 インスティネット ジャパン㈱入社 平成13年8月 同社取締役 平成17年9月 同社取締役東京支店長 平成19年5月 当社上席執行役 平成19年5月 当社金融法人本部長(兼)金融・公共法人部長 平成19年7月 当社金融法人本部長 平成19年10月 当社機関投資家本部長(兼)トレーディング部長 平成20年4月 当社機関投資家本部長 平成21年2月 当社上席執行役員 機関投資家本部長 平成23年4月 当社執行役 法人営業本部担当(兼)機関投資家本部長(現在)	(注1)	8
計						58

(注) 1 執行役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

2 執行役員制度の導入

平成21年2月1日より、執行役員制度を導入しております。執行役員は、各部門の担当の執行役を補佐し、その指揮命令に基づいて当該部門における業務執行に専念します。従いまして、経営体制は、取締役、執行役及び執行役員により構成されます。

平成23年6月21日現在の執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	担当
上席執行役員	赤 木 統	投資銀行本部長
上席執行役員	矢 野 正 樹	第1アドバイザー本部長
執行役員	中 尾 勉	九州アドバイザー本部長
執行役員	仁 尾 美紀男	大阪支店長(兼) 大阪資産アドバイザー部長
執行役員	龍 元 裕 志	法人営業本部長
執行役員	持 田 清 孝	財務・企画、システム担当(兼) 財務・企画部長、システム部長
執行役員	田 中 浩 一	紀州アドバイザー本部長
執行役員	杉 浦 雅 夫	人事研修担当(兼) 人事研修部長
執行役員	玉 田 弘 文	信州アドバイザー本部長(兼) 駒ヶ根支店長

6 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (平成21. 4～ 平成22. 3)	委託手数料	5,059	5	54	—	5,119
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	143	—	—	—	143
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	—	4	3,731	—	3,736
	その他の受入手数料	27	4	4,251	483	4,766
	計	5,230	15	8,037	483	13,766
当事業年度 (平成22. 4～ 平成23. 3)	委託手数料	4,225	2	16	—	4,245
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	44	—	—	—	44
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	6	2,654	—	2,660
	その他の受入手数料	22	2	4,192	267	4,484
	計	4,292	12	6,863	267	11,435

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (平成21. 4～平成22. 3)			当事業年度 (平成22. 4～平成23. 3)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	455	0	455	278	△3	274
債券等トレーディング損益	504	1	505	233	△0	232
その他のトレーディング損益	△24	△2	△26	74	1	76
合計	935	△0	934	585	△2	583

(3) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成22年 3月31日現在)	当事業年度末 (平成23年 3月31日現在)
基本的項目	(百万円) (A)	28,775	26,330
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等 (百万円)	△1,849	△1,822
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)	138	102
	一般貸倒引当金(百万円)	3	3
	計 (百万円) (B)	△1,706	△1,716
控除資産	(百万円) (C)	7,825	7,595
固定化されていない自己資本	(A) + (B) - (C) (百万円) (D)	19,242	17,019
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	65	88
	取引先リスク相当額 (百万円)	296	226
	基礎的リスク相当額 (百万円)	3,531	3,286
	計 (百万円) (E)	3,893	3,601
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100 (%)	494.1	472.5

(注) 当事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は99百万円、月末最大額は180百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は204百万円、月末最大額は298百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

① 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成21.4～平成22.3)	1,229,732	1,029,318	2,259,050
当事業年度 (平成22.4～平成23.3)	1,157,610	1,047,605	2,205,215

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成21.4～平成22.3)	720	61,756	62,477
当事業年度 (平成22.4～平成23.3)	975	35,808	36,783

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成21.4～平成22.3)	21,807	142,458	164,266
当事業年度 (平成22.4～平成23.3)	11,676	102,775	114,451

② 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は次のとおりであります。

イ 株券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (平成21.4～平成22.3)	—	1,105,211	21,281	420,185	1,546,679
当事業年度 (平成22.4～平成23.3)	—	1,175,288	27,030	365,576	1,567,894

ロ 債券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (平成21.4～平成22.3)	—	—	—	—	—
当事業年度 (平成22.4～平成23.3)	—	—	—	—	—

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は次のとおりであります。

① 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成21. 4～ 平成22. 3)	2, 134	2, 143	—	—	—	—	—
当事業年度 (平成22. 4～ 平成23. 3)	1, 120	1, 040	—	—	2	—	—

② 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成21. 4～ 平成22. 3)	国債	—	—	—	610	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	21, 222	—	—
	合計	—	—	—	610	21, 222	—	—
当事業年度 (平成22. 4～ 平成23. 3)	国債	—	—	—	694	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	10, 627	—	—
	合計	—	—	—	694	10, 627	—	—

③ 受益証券

期別	種類		引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成21. 4～ 平成22. 3)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	186, 371	—	1, 329	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	259, 968	—	—	—
	外国投信		—	—	—	14, 138	—	—	—
	合計		—	—	—	460, 478	—	1, 329	—
当事業年度 (平成22. 4～ 平成23. 3)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	137, 498	—	743	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	206, 725	—	—	—
	外国投信		—	—	—	9, 504	—	—	—
	合計		—	—	—	353, 728	—	743	—

④ その他

コマーシャル・ペーパー、外国証書及びその他については、該当事項はありません。

(6) その他業務

最近２事業年度におけるその他業務の状況は次のとおりであります。

① 有価証券の保護預り業務

期別	区分			国内有価証券	外国有価証券
前事業年度末 (平成22. 3. 31現在)	株券(千株)			893, 982	31, 914
	債券(百万円)			58, 299	45, 162
	受益証券 (百万円)	単位型		2, 568	10, 381
		追加型	株式	964, 903	
			公社債	41, 059	
	新株予約権証券(個)			—	—
当事業年度末 (平成23. 3. 31現在)	株券(千株)			974, 092	31, 129
	債券(百万円)			54, 445	43, 204
	受益証券 (百万円)	単位型		2, 205	8, 749
		追加型	株式	1, 011, 745	
			公社債	43, 778	
	新株予約権証券(個)			—	—

② 信用取引に係る融資及び貸証券

期別	顧客の委託に基づいて行った融資額とこれにより顧客が買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	数量(千株)	数量(千株)	金額(百万円)
前事業年度末 (平成22. 3. 31現在)	8, 912	17, 186	729	1, 179
当事業年度末 (平成23. 3. 31現在)	8, 125	15, 799	524	390

③ 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払並びに証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務

区分	前事業年度 (平成21. 4. 1～平成22. 3. 31)	当事業年度 (平成22. 4. 1～平成23. 3. 31)
債券取扱高(百万円)	6, 121	4, 190
受益証券取扱高(百万円)	450, 914	358, 595

④ その他

該当事項はありません。

7 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

一 企業統治の体制の概要

当社は、経営の効率性の向上とガバナンス機能の強化を図るため、委員会設置会社制度を採用しております。これは、経営の業務執行と経営の監督機能という役割を明確に分離した組織形態となっております。

経営の業務執行は、取締役会により選任された執行役が行います。執行役は、取締役会より委任を受けた事項について、業務執行の決定を行う事ができ、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行うことが可能となります。執行役員は、執行役会の決定に従い、担当執行役の指示の下に業務執行を行っております。

経営の監督機能は、取締役会、及び社外取締役が過半数を占める「指名」「監査」「報酬」の法定三委員会が行います。

また、当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設けております。

① 取締役会

執行役社長を含む取締役(兼)執行役3名・取締役1名・社外取締役3名で構成されております。取締役会では、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催します。

② 執行役会

執行役7名をもって構成されております。執行役会では、取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っております。執行役会は、原則として毎月1回開催します。

各種委員会について

<法定三委員会>

① 指名委員会

取締役会で選定された取締役（兼）執行役社長 1 名及び社外取締役 2 名で構成されております。指名委員会では「指名委員会規程」に基づき、株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しております。指名委員会は、原則として毎年 2 回以上開催します。

② 監査委員会

取締役会で選定された取締役 1 名及び社外取締役 2 名で構成されております。監査委員会では、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の妥当性・適正性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っております。監査委員会は、原則として毎月 1 回以上開催します。

③ 報酬委員会

取締役会で選定された取締役（兼）執行役社長 1 名及び社外取締役 2 名で構成されております。報酬委員会では「報酬委員会規程」に基づき、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しております。報酬委員会は、原則として毎年 2 回以上開催します。

<その他委員会>

① 経営委員会

取締役及び執行役の中から取締役会議長が指名する者をもって構成されております。経営委員会は、取締役会の諮問機関であり、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を報告・審議しております。

② 内部統制委員会

取締役（兼）執行役 1 名、取締役 1 名、執行役 2 名で構成されております。内部統制委員会では、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っております。内部統制委員会は、原則として毎月 1 回開催します。

③ 社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見ともに優れた社外者の中から取締役会で選任された 6 名の委員をもって構成されております。社外専門家委員会では、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しております。社外専門家委員会は、原則として 3 ヶ月に 1 回以上開催します。

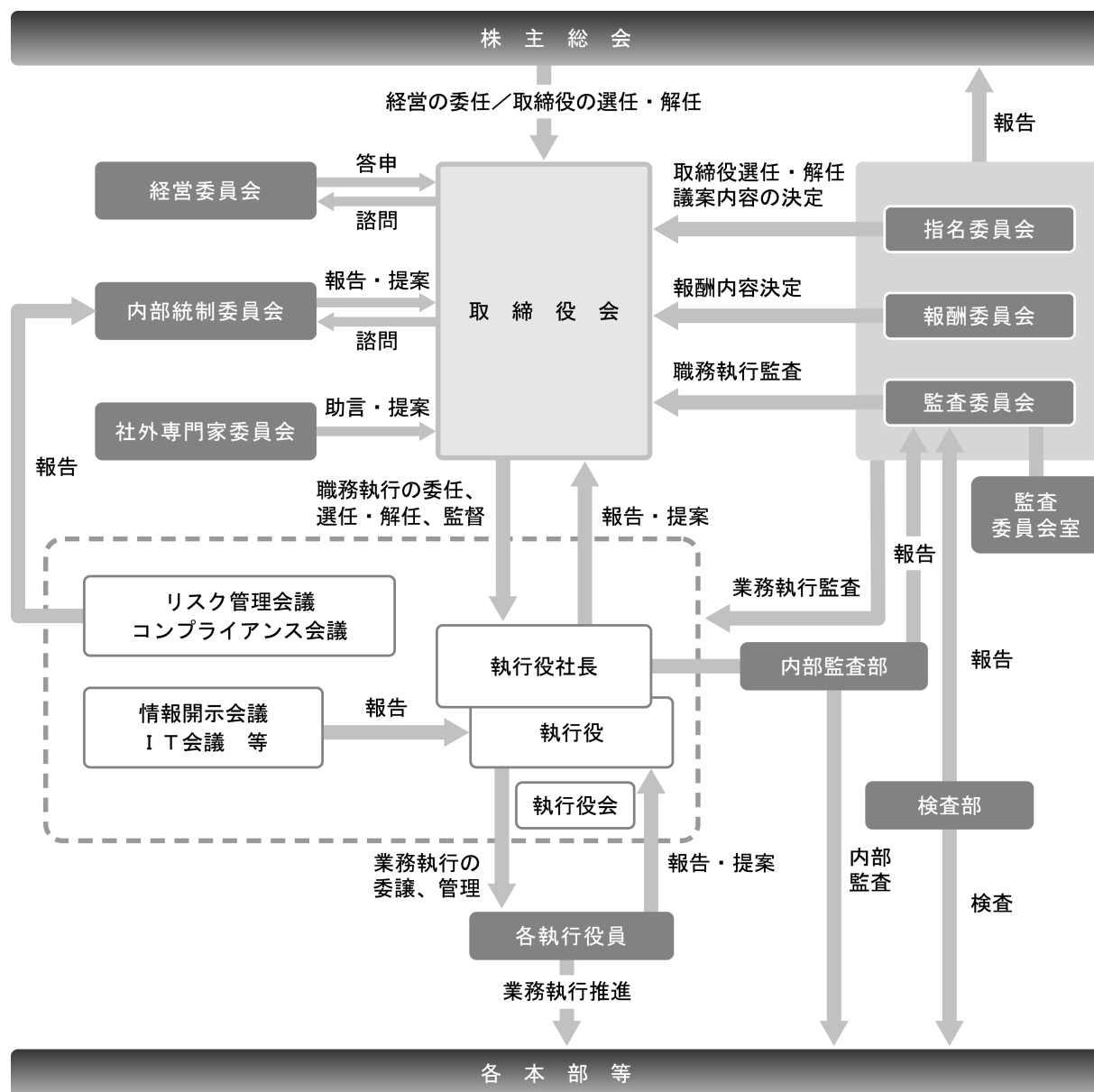
<その他の会議体>

複数の執行役による決議機関として、情報開示会議（重要な情報が発生した場合に、ステークホルダーに対し、適正に、網羅的、かつ適時な情報開示体制を整備し運用することを目的とする）、及び IT 会議（システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議することで、経営戦略に沿った IT 戦略の実現を目的とする）等を適宜開催しております。

<企業統治の体制を採用する理由>

委員会設置会社は、当社が推進してまいりました経営意思決定の透明性・機動性、業務執行の迅速性・実効性、及び業務執行に対する監督強化、それぞれを一層効果的なものとする形態であると判断し、平成 15 年 6 月より採用しております。

二 会社の機関・内部統制の関係



三 内部統制システムの整備の状況

当社の企業活動を通じて全てのステークホルダー（株主、顧客、各種取引先等）に適切に報いるためには、内部統制システムが効果的に機能する経営組織体の構築と運営が最も重要であると認識しております。

当社は、以下のとおり内部統制システムに関する事項を定めております。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。なお、当社は、監査委員会の職務を補助する取締役を特別に配置しない。

- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 執行役、執行役員及び使用人は社内規程の定めるところにより下記の事項を監査委員会に報告しなければならない。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項
 - ハ. その他監査委員会が報告を求めた事項
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席のほか、経営委員会に出席する。
 - ロ. 監査委員会の指名を受けた委員は、内部統制委員会に委員として出席する。
 - ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。
 - ニ. 監査委員会の指名を受けた委員は、役職員の職務執行状況、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連係を図る。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社各社における業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
 - ロ. 関係会社社長会を開催し、関係会社間の情報共有に努める。
 - ハ. 監査委員会は、「監査委員会規程」に基づき、子会社の業務に関する調査、又は監査を行う。
 - ニ. 内部統制委員会は、「内部統制委員会規程」に基づき、子会社の業務に関する調査を行う。
 - ホ. 当社の取締役、執行役及び執行役員は、当社及び子会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告する。
 - ヘ. 当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を持続する。
 - ト. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。
- ⑥ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 法令諸規則に準拠した「文書規程」を定め、重要文書の適正な保存・管理を行う。
 - ロ. 取締役は、重要文書を常時閲覧可能とする。
 - ハ. 情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程を整備するとともに、その徹底を図る。
- ⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。
 - ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入する。

ロ. 取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これらの実施に努める。

ニ. 経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。

⑨ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 執行役及び執行役員は、「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」の周知を図り、その遵守を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。

ニ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

ホ. 業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

四 内部監査及び監査委員会監査の組織、人員

当社の内部監査は、全社的な内部統制の評価、及び本社等の業務運営全般に係る内部統制の調査、及び評価を行う内部監査部（社長直轄、人員5名）と支店等の業務処理全般に係る検査、及び指導を中心に行う検査部（人員15名）を設置することにより、内部監査機能の充実を図っております。また、監査委員会には、監査委員会直属の監査委員会室（人員2名）を設け、監査業務を補助することとしております。

五 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係の概要

- ① 監査委員会は、内部監査部及び検査部（以下「内部監査部門」という）より、内部監査・検査方針及び計画の提出を受けております。また、内部監査・検査の結果につきましては、原則月1回以上開催する監査委員会において、内部監査報告書・検査報告書の提出、及び詳細な内容説明を受けるほか、必要に応じて内部監査部門と適宜会合を設け、情報の共有化を図るなど、監査機能の有効性・効率性の確保に努めております。

監査委員会は、会計監査人より年間監査計画の提出を受け、会計監査のスケジュールや重点監査項目についての報告を受けております。会計監査人より監査結果や内部統制システムの状況について定期的に報告を受けるほか、適宜会計監査人と意見交換を行うなど、緊密な連携を維持しております。

また、監査委員及び内部監査部門が出席する内部統制委員会において、内部統制部門や同部門が主催する会議等の活動報告を受け、現状の把握を行うほか、必要な場合には適宜助言、勧告その他の適切な措置を講じるよう指導することにより連携を確保しております。

② 社外取締役の員数及び当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係及び選任状況に関する考え方

当社の社外取締役には、五木田彬氏（元検事及び弁護士）、掛谷建郎氏（元(株)日本経済新聞社記者及び現企業経営者）、櫻井光太氏（公認会計士）の3名が就任しております。

社外取締役は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要取引先の業務執行者、あるいは当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、第4 提出会社の状況 5 役員の状況 (1)取締役の状況に記載しております所有株式数を除き、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は、当社社外取締役が一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であると判断しており、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に独立役員として指定する旨の届出をしております。

六 社外取締役のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能・役割及び内部監査、監査委員会監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性、中立性を持つ立場から経営の監督機能を果たす役割、及び専門的な知識・経験等を経営全般に活かす役割を担っております。

当社は委員会設置会社制度を採用しており、法定三委員会は3名以上の委員で構成され、その過半数は社外取締役となっております。

監査委員会（取締役1名及び社外取締役2名）は、当社及び当社子会社の業務が適法かつ妥当に運営されることを監視し、上述したように内部監査部門、会計監査人と相互連携し、監査機能の有効性、効率性の確保に努めています。また、取締役会へ適宜、監査委員会報告や各種委員会報告がなされており、社外取締役を含め、活発な意見交換や議論が行われております。

七 役員報酬の内容

当事業年度の役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員の報酬等

① 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	退職慰労金	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	145	141	1	—	—	2	4
執行役	90	85	0	—	—	4	4
社外役員	65	47	0	—	16	—	4

② 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

③ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

④ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、下記のとおりであります。

イ. 基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

ロ. 報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動月例報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

ハ. 各報酬の決定に関する方針

i 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により、及び自己資本当期純利益率（ROE）の達成度に応じて支給する。

ii 業績連動月例報酬

業績連動月例報酬は、会社利益（経常利益、当期純利益）、担当職務の執行状況、業務成績等を考慮して支給する。

iii 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

iv 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

八 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 64銘柄
貸借対照表計上額の合計額 800百万円

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 (前事業年度) 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
長野計器(株)	362,032	225	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
平和不動産(株)	400,706	112	取引関係(連結子会社の不動産業務等)の理由から保有しております。
(株)デジタルガレージ	100	20	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
ラックホールディングス(株)	87,000	17	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
(株)ナ・デックス	33,000	10	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
大阪証券金融(株)	45,332	8	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。
(株)だいこう証券ビジネス	20,700	8	取引関係(証券代行業務)の理由から保有しております。
(株)アルテ サロン ホールディングス	200	7	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
中部証券金融(株)	15,000	2	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。
(株)J B I Sホールディングス	1,300	0	取引関係(証券代行業務)の理由から保有しております。

(注) なお、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄数が10に満たないため、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄を記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
長野計器(株)	362,032	267	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
平和不動産(株)	400,706	76	取引関係(連結子会社の不動産業務等)の理由から保有しております。
(株)デジタルガレージ	100	36	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
ラックホールディングス(株)	87,000	19	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
(株)ナ・デックス	33,000	9	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
(株)アルテ サロン ホールディングス	200	7	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
大阪証券金融(株)	45,332	7	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。
第一生命保険(株)	54	6	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
(株)だいこう証券ビジネス	20,700	6	取引関係(証券代行業務)の理由から保有しております。
(株)第三銀行	20,000	4	合併により引き継ぎ、継続保有しております。
中部証券金融(株)	15,000	2	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。
(株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	5,800	0	保有する投資事業組合から現物分配を受け、継続保有しております。
(株)J B I Sホールディングス	1,300	0	取引関係(証券代行業務)の理由から保有しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

九 会計監査の状況

① 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	清 水 万里夫	新日本有限責任 監査法人	—
指定有限責任社員 業務執行社員	平 井 啓 仁		—

(注) 継続年数については、7年を超えた場合のみ記載しております。

② 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他の補助者 7名

十 その他

① 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

② 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

③ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等について、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定できる旨を定款で定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものである旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	36	5	36	1
連結子会社	—	—	—	—
計	36	5	36	1

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、同機構等が開催していますセミナー等にも積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,226	13,199
預託金	3,111	2,845
トレーディング商品	425	373
商品有価証券等	425	373
約定見返勘定	33	8
信用取引資産	9,994	8,254
信用取引貸付金	8,912	8,125
信用取引借証券担保金	1,082	129
立替金	70	24
募集等払込金	5,419	2,051
短期貸付金	8	11
未収還付法人税等	—	4
未収収益	841	613
繰延税金資産	6	5
その他の流動資産	109	160
貸倒引当金	△12	△11
流動資産計	29,234	27,541
固定資産		
有形固定資産	4,295	4,401
建物	※1, ※2 1,772	※1, ※2 1,675
器具備品	※1 836	※1 824
土地	※2, ※4 1,678	※2, ※4 1,895
リース資産（純額）	※1 6	※1 5
無形固定資産	607	580
のれん	—	139
ソフトウェア	604	439
電話加入権	2	2
投資その他の資産	3,118	3,084
投資有価証券	※2, ※5 1,762	※2, ※5 1,733
長期貸付金	66	66
長期差入保証金	1,275	1,277
繰延税金資産	12	6
その他	97	15
貸倒引当金	△97	△16
固定資産計	8,020	8,066
資産合計	37,254	35,607

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	4	2
デリバティブ取引	4	2
信用取引負債	4,244	3,992
信用取引借入金	※2 3,064	※2 3,602
信用取引貸証券受入金	1,179	390
有価証券担保借入金	34	—
有価証券貸借取引受入金	34	—
預り金	2,534	3,955
受入保証金	873	676
短期借入金	※2 210	※2 210
リース債務	1	1
未払法人税等	89	93
賞与引当金	455	399
ポイント引当金	272	203
その他の流動負債	682	496
流動負債計	9,402	10,031
固定負債		
長期借入金	※2 438	※2 498
リース債務	5	3
繰延税金負債	19	8
再評価に係る繰延税金負債	※4 40	※4 40
退職給付引当金	221	198
役員退職慰労引当金	55	39
その他の固定負債	16	10
固定負債計	796	799
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※3 138	※3 102
特別法上の準備金計	138	102
負債合計	10,337	10,934
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,255	8,322
利益剰余金	6,441	3,822
自己株式	△517	△256
株主資本合計	28,758	26,467
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△22	1
土地再評価差額金	※4 △1,860	※4 △1,860
その他の包括利益累計額合計	△1,882	△1,859
新株予約権	11	33
少数株主持分	30	31
純資産合計	26,917	24,672
負債・純資産合計	37,254	35,607

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
受入手数料	13,912	11,567
委託手数料	5,128	4,245
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	143	44
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,736	2,660
その他の受入手数料	4,903	4,616
トレーディング損益	934	583
金融収益	252	177
その他の営業収益	645	773
営業収益計	15,744	13,101
金融費用	83	57
純営業収益	15,661	13,043
販売費・一般管理費		
取引関係費	※1 1,463	※1 1,412
人件費	※2 8,580	※2 7,936
不動産関係費	1,757	1,750
事務費	2,142	2,183
減価償却費	711	656
租税公課	172	147
その他	598	569
販売費・一般管理費計	15,427	14,656
営業利益又は営業損失（△）	233	△1,612
営業外収益		
投資有価証券配当金	19	17
受取保険金及び配当金	28	14
持分法による投資利益	—	158
未払配当金除斥益	17	6
法人税等還付加算金	10	0
その他	14	17
営業外収益計	90	215
営業外費用		
投資事業組合運用損	174	88
その他	9	13
営業外費用計	183	101
経常利益又は経常損失（△）	140	△1,499

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 9	—
投資有価証券売却益	19	21
退職給付制度改定益	—	6
新株予約権戻入益	45	—
貸倒引当金戻入額	—	5
金融商品取引責任準備金戻入	29	48
段階取得に係る差益	—	5
前期損益修正益	—	19
その他	4	—
特別利益計	109	106
特別損失		
固定資産除却損	※4 20	※4 1
固定資産廃棄損	※5 10	—
投資有価証券売却損	—	4
投資有価証券評価損	23	1
ゴルフ会員権評価損	0	7
貸倒引当金繰入額	71	—
減損損失	—	※6 64
前期損益修正損	—	21
その他	34	—
特別損失計	160	99
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	89	△1,492
法人税、住民税及び事業税	56	75
法人税等調整額	△5	6
法人税等合計	51	82
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△1,574
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△2	1
当期純利益又は当期純損失 (△)	40	△1,575

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△1,574
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	26
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△3
その他の包括利益合計	—	※2 23
包括利益	—	※1 △1,550
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△1,552
少数株主に係る包括利益	—	1

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	14,577	14,577
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,577	14,577
資本剰余金		
前期末残高	8,255	8,255
当期変動額		
自己株式の処分	—	66
当期変動額合計	—	66
当期末残高	8,255	8,322
利益剰余金		
前期末残高	7,521	6,441
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失 (△)	40	△1,575
土地再評価差額金の取崩	△155	—
当期変動額合計	△1,079	△2,618
当期末残高	6,441	3,822
自己株式		
前期末残高	△271	△517
当期変動額		
自己株式の取得	△245	△8
自己株式の処分	—	268
当期変動額合計	△245	260
当期末残高	△517	△256
株主資本合計		
前期末残高	30,082	28,758
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失 (△)	40	△1,575
自己株式の取得	△245	△8
自己株式の処分	—	335
土地再評価差額金の取崩	△155	—
当期変動額合計	△1,324	△2,291
当期末残高	28,758	26,467

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	16	△22
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△38	23
当期変動額合計	△38	23
当期末残高	△22	1
土地再評価差額金		
前期末残高	△2,016	△1,860
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	155	—
当期変動額合計	155	—
当期末残高	△1,860	△1,860
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△2,000	△1,882
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	155	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△38	23
当期変動額合計	117	23
当期末残高	△1,882	△1,859
新株予約権		
前期末残高	39	11
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△28	21
当期変動額合計	△28	21
当期末残高	11	33
少数株主持分		
前期末残高	33	30
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	1
当期変動額合計	△2	1
当期末残高	30	31
純資産合計		
前期末残高	28,156	26,917
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失（△）	40	△1,575
自己株式の取得	△245	△8
自己株式の処分	—	335
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△69	46
当期変動額合計	△1,238	△2,244
当期末残高	26,917	24,672

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	89	△1,492
減価償却費	711	656
トレーディング商品評価損益(△は益)	△1	4
賞与引当金の増減額(△は減少)	56	△56
退職給付引当金の増減額(△は減少)	0	△22
貸倒引当金の増減額(△は減少)	53	△82
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△125	△69
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	8	△15
受取利息及び受取配当金	△40	△44
支払利息	11	15
持分法による投資損益(△は益)	—	△158
減損損失	—	64
投資有価証券売却損益(△は益)	△19	△17
投資有価証券評価損益(△は益)	23	1
固定資産売却損益(△は益)	△9	—
固定資産除却損	20	1
ゴルフ会員権評価損	0	7
新株予約権戻入益	△45	—
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	△29	△48
顧客分別金信託の増減額(△は増加)	180	1,533
預り金及び受入保証金の増減額(△は減少)	△104	△74
短期貸付金の増減額(△は増加)	4	△2
トレーディング商品の増減額	△14	54
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△2,402	1,489
募集等払込金の増減額(△は増加)	△4,495	3,382
その他	551	260
小計	△5,577	5,388
利息及び配当金の受取額	41	44
利息の支払額	△10	△16
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	330	△57
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,215	5,358

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△141	△357
有形固定資産の売却による収入	29	—
無形固定資産の取得による支出	△121	△112
投資有価証券の取得による支出	△15	—
投資有価証券の売却による収入	106	93
関係会社株式の取得による支出	△96	△55
長期貸付けによる支出	△48	△21
長期貸付金の回収による収入	25	20
その他	51	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△210	△430
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	△172
長期借入れによる収入	454	90
長期借入金の返済による支出	△15	△30
リース債務の返済による支出	△0	△1
自己株式の取得による支出	△245	△0
配当金の支払額	△961	△1,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	△768	△1,152
現金及び現金同等物に係る換算差額	56	△12
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△6,137	3,762
現金及び現金同等物の期首残高	15,294	9,156
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	227
現金及び現金同等物の期末残高	※1 9,156	※1 13,146

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項 子会社3社は全て連結しております。 連結子会社の名称は、第1 企業の概況 3 事業の内容に記載しているため省略しております。 なお、前連結会計年度において連結子会社としておりました株式会社いちよしIR研究所は平成21年8月28日、一吉国際（香港）有限公司は平成22年2月10日をもって清算が終了しましたので、連結の範囲から除外しております。 ただし、一吉国際（香港）有限公司については、清算終了時までの損益計算書を連結しております。 2 持分法の適用に関する事項 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称 持分法を適用した関連会社の数 1 社 関連会社の名称 飯田証券株式会社 飯田証券株式会社は、当連結会計年度より持分法適用関連会社となっておりますが、みなし取得日を当社の決算日である平成22年3月31日としているため、当連結会計年度において損益に与える影響はありません。 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、いずれも3月31日であり、すべて連結決算日に一致しております。 4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディングの目的及び範囲 当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。 当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。 (2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。	1 連結の範囲に関する事項 子会社3社は全て連結しております。 連結子会社の名称は、第1 企業の概況 3 事業の内容に記載しているため省略しております。 2 持分法の適用に関する事項 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称 持分法を適用した関連会社の数 1 社 関連会社の名称 大北証券株式会社 なお、飯田証券株式会社は、平成23年1月4日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、持分法適用の範囲から除外しております。 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 (同左) 4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディングの目的及び範囲 (同左) (2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。 その他有価証券 ① 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3年～47年 器具備品 : 3年～20年 在外連結子会社は、当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。 ② 無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) その他有価証券 ① 時価のあるもの (同左) ② 時価のないもの (同左) (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3年～50年 器具備品 : 3年～20年 ② 無形固定資産（リース資産を除く） (同左)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (5) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時に全額費用計上しております。 (6) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 a) 一般債権 貸倒実績率法によっております。 b) 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。 ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。 ④ ポイント引当金 当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率等に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。	③ リース資産 (同左) (5) 重要な繰延資産の処理方法 (同左) (6) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 (同左) ③ 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。 (追加情報) 当社は、平成22年10月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度について確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行に伴い、当連結会計年度において特別利益6百万円を計上しております。 ④ ポイント引当金 (同左) ⑤ 役員退職慰労引当金 (同左)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 金利スワップ取引 ・ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。 ③ ヘッジ方針 社内管理規程に伴い、金利変動リスクをヘッジしております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。 _____ _____ (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては発生年度に一括して償却しております。 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 (同左) ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ③ ヘッジ方針 (同左) ④ ヘッジの有効性評価の方法 (同左) (8) のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては発生年度に一括して償却しております。 (9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 (10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 _____ _____ _____

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用) 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。	(「資産除去債務に関する会計基準」等の適用) 当連結会計年度から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (「企業結合に関する会計基準」等の適用) 当連結会計年度から平成20年12月26日改正の「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第21号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第7号)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号)及び「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第16号)並びに同日公表された「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第22号)を適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(連結損益計算書関係) 1 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度では区分掲記することとしております。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「未払配当金除斥益」は4百万円であります。 2 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「法人税等還付加算金」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度では区分掲記することとしております。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「法人税等還付加算金」は12百万円であります。	(連結損益計算書関係) 当連結会計年度から「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失(△)」の科目を表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(連結損益計算書関係) 当連結会計年度から「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)						当連結会計年度 (平成23年3月31日)					
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,519百万円						※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,870百万円					
※2 担保資産						※2 担保資産					
被担保債務		担保に供している資産				被担保債務		担保に供している資産			
科目	期末残高 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	210	—	—	290	290	短期借入金	210	—	—	308	308
金融機関 借入金	210	—	—	275	275	金融機関 借入金	210	—	—	293	293
証券金融 会社 借入金	—	—	—	15	15	証券金融 会社 借入金	—	—	—	15	15
信用取引 借入金	3,064	—	—	83	83	信用取引 借入金	3,602	—	—	96	96
長期借入金	438	375	416	—	791	長期借入金	498	368	533	—	901
計	3,713	375	416	373	1,165	計	4,310	368	533	405	1,306
(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として34百万円、短期借入金に対して45百万円、信用取引借入金に対して1,561百万円、先物取引証拠金等の代用として8百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として50百万円、清算預託金の代用として7百万円、清算基金として378百万円差し入れております。						(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として28百万円、短期借入金に対して57百万円、信用取引借入金に対して1,754百万円、先物取引証拠金等の代用として34百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として36百万円、清算預託金の代用として1百万円、清算基金として464百万円差し入れております。					
※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5						※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。 (同左)					
※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △246百万円						※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △294百万円					

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
※5 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 96百万円 6 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 1,273百万円 ②信用取引借入金本担保証券 3,122 ③貸付有価証券 54 7 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 8,999百万円 ②信用取引借証券 1,092 ③借入有価証券 20 ④受入証拠金代用有価証券 0 ⑤受入保証金代用有価証券 13,126	※5 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 55百万円 6 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 412百万円 ②信用取引借入金本担保証券 3,710 ③貸付有価証券 — 7 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 7,447百万円 ②信用取引借証券 132 ③借入有価証券 — ④受入証拠金代用有価証券 — ⑤受入保証金代用有価証券 13,334

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入△125百万円が含まれております。 ※2 人件費には、賞与引当金繰入455百万円、退職給付費用411百万円及び役員退職慰労引当金繰入14百万円が含まれております。 ※3 固定資産売却益は、旧針中野支店に係る土地の売却益であります。 ※4 固定資産除却損は、いちよしダイレクトの移転等に伴う、建物及び器具備品の除却等であります。 ※5 固定資産廃棄損は、いちよしダイレクトの移転等に伴う、撤去費用等であります。	※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入△69百万円が含まれております。 ※2 人件費には、賞与引当金繰入399百万円、退職給付費用332百万円及び役員退職慰労引当金繰入14百万円が含まれております。 ※3 _____ ※4 固定資産除却損は、田辺支店、針中野支店及び保谷寮等の器具備品等の除却であります。 ※5 _____

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																														
	※6 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 (単位：百万円)																														
	<table><tr><th>場所</th><td>埼玉県 越谷市</td><td>奈良県 奈良市</td><td>愛知県 岡崎市</td><td>和歌山県 田辺市</td><th>計</th></tr><tr><th>用途</th><td>営業用 店舗</td><td>営業用 店舗</td><td>営業用 店舗</td><td>営業用 店舗</td><td></td></tr><tr><td>建物</td><td>8</td><td>25</td><td>5</td><td>12</td><td>51</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>計</td><td>12</td><td>28</td><td>7</td><td>15</td><td>64</td></tr></table>	場所	埼玉県 越谷市	奈良県 奈良市	愛知県 岡崎市	和歌山県 田辺市	計	用途	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗		建物	8	25	5	12	51	器具備品	3	3	2	3	13	計	12	28	7	15	64
場所	埼玉県 越谷市	奈良県 奈良市	愛知県 岡崎市	和歌山県 田辺市	計																										
用途	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗																											
建物	8	25	5	12	51																										
器具備品	3	3	2	3	13																										
計	12	28	7	15	64																										
	当社グループのグルーピングは、当社においては管理会計上で区分した部及び支店をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングを行い、連結子会社においては、原則として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。また、本社、寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングを行っております。 上記営業用店舗においては営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後の業績見込みも不透明であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 なお、回収可能価額はいずれも使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの見込みのため、備忘価額 1 円として評価しております。																														

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	2百万円
少数株主に係る包括利益	△2百万円
計	△0百万円

※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	△38百万円
計	△38百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,431,386	—	—	44,431,386

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	580,640	442,421	—	1,023,061

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 441,800株
 単元未満株式の買取りによる増加 621株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
			前連結会計年度末	増 加	減 少
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

	当連結会計年度末残高 (百万円)
—	11
—	11

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	438	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月1日
平成21年10月28日 取締役会	普通株式	526	12.00	平成21年9月30日	平成21年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	520	12.00	平成22年3月31日	平成22年5月31日

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,431,386	—	—	44,431,386

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,023,061	13,108	532,288	503,881

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 108株

持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 13,000株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

吸収合併による株式の割り当てに充当したことによる減少 532,288株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
			前連結会計年度末	増 加	減 少
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

	当連結会計年度末残高 (百万円)
当連結会計年度末	
—	33
—	33

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	520	12.00	平成22年3月31日	平成22年5月31日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	522	12.00	平成22年9月30日	平成22年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	527	12.00	平成23年3月31日	平成23年5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 9,226百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等 △178 MMF 108 現金及び現金同等物 残高 9,156	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 13,199百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等 △160 MMF 108 現金及び現金同等物 残高 13,146

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																
1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <th colspan="2">器具備品</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>6</td></tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td><td>3</td></tr> </table> (2) 未経過リース料年度末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <td>1年内</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>3</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料年度末残高相当額の算定は、有形固定資産の年度末残高等に占める未経過リース料年度末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>4</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td></tr> </table>	器具備品		取得価額相当額	10百万円	減価償却累計額相当額	6	年度末残高相当額	3	1年内	1百万円	1年超	1	計	3	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	3	1年内	4百万円	1年超	4	計	9	1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <th colspan="2">器具備品</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>25百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>12</td></tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td><td>13</td></tr> </table> (2) 未経過リース料年度末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <td>1年内</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>6</td></tr> <tr> <td>計</td><td>13</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>5</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料年度末残高相当額の算定は、有形固定資産の年度末残高等に占める未経過リース料年度末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4</td></tr> </table>	器具備品		取得価額相当額	25百万円	減価償却累計額相当額	12	年度末残高相当額	13	1年内	6百万円	1年超	6	計	13	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	5	1年内	3百万円	1年超	1	計	4
器具備品																																																	
取得価額相当額	10百万円																																																
減価償却累計額相当額	6																																																
年度末残高相当額	3																																																
1年内	1百万円																																																
1年超	1																																																
計	3																																																
支払リース料	3百万円																																																
減価償却費相当額	3																																																
1年内	4百万円																																																
1年超	4																																																
計	9																																																
器具備品																																																	
取得価額相当額	25百万円																																																
減価償却累計額相当額	12																																																
年度末残高相当額	13																																																
1年内	6百万円																																																
1年超	6																																																
計	13																																																
支払リース料	5百万円																																																
減価償却費相当額	5																																																
1年内	3百万円																																																
1年超	1																																																
計	4																																																

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、及びその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、主として顧客の資金運用に対応するためのリスクヘッジや、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しております。投機的な取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されています。

募集等払込金は、投資信託の募集に伴う投信委託会社への払込金であり、投信委託会社の信用リスクに晒されています。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループの信用リスクの管理については、リスク管理方針及びリスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターン確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底するとともに、第三者である格付機関の格付ランク、担保の有無等に応じた与信限度額等の設定により適正なリスク管理を行っております。具体的には、信用取引に関する与信管理を各営業部支店、コンプライアンス部、オペレーション管理部で日々行っているほか、財務・企画部、リスク管理室でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理方針及びリスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室においてモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。また、有価証券を含む投資商品の保有については投資会議規程に基づき決定され、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において日常的なモニタリングが行われ、当社の経営陣及び関連部署に日々報告するなどして管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2をご参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	9,226	9,226	—
(2) 預託金	3,111	3,111	—
(3) 信用取引貸付金	8,912	8,912	—
(4) 募集等払込金	5,419	5,419	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	839	839	—
① 売買目的有価証券（商品有価証券等）	425	425	—
② その他有価証券	414	414	—
資産合計	27,509	27,509	—
(1) 信用取引借入金	3,064	3,064	—
(2) 預り金	2,534	2,534	—
負債合計	5,598	5,598	—
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	(21)	(21)
デリバティブ取引合計	(4)	(25)	(21)

(※) デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、預託金、募集等払込金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格、受益証券は基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 預り金

預り金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 信用取引借入金

信用取引借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	490
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	858
合計	1,348

(※) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	9,226	—	—	—
預託金	3,111	—	—	—
信用取引貸付金	8,912	—	—	—
募集等払込金	5,419	—	—	—
合計	26,669	—	—	—

4 その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
信用取引借入金	3,064	—	—	—
合計	3,064	—	—	—

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、及びその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、主として顧客の資金運用に対応するためのリスクヘッジや、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しております。投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されています。

募集等払込金は、投資信託の募集に伴う投信委託会社への払込金であり、投信委託会社の信用リスクに晒されています。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループの信用リスクの管理については、リスク管理方針及びリスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターン確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底するとともに、第三者である格付機関の格付ランク、担保の有無等に応じた与信限度額等の設定により適正なリスク管理を行っております。具体的には、信用取引に関する与信管理を各営業部支店、コンプライアンス部、業務管理部で日々行っているほか、財務・企画部、リスク管理室でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理方針及びリスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室においてモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。トレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。また、有価証券を含む投資商品の保有については投資会議規程に基づき決定され、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において日常的なモニタリングが行われ、当社の経営陣及び関連部署に日々報告するなどして管理しております。

なお、当社は原則としてポジションを翌日に持ち越さないように運用を行っていることから、リスク管理上、一定期間の保有を前提としたバリュエーション・アット・リスク等の市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報については、貸借対照表日現在の残高の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2をご参照ください。)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	13,199	13,199	—
(2) 預託金	2,845	2,845	—
(3) 信用取引貸付金	8,125	8,125	—
(4) 募集等払込金	2,051	2,051	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	818	818	—
① 売買目的有価証券（商品有価証券等）	373	373	—
② その他有価証券	444	444	—
資産合計	27,039	27,039	—
(1) 信用取引借入金	3,602	3,602	—
(2) 預り金	3,955	3,955	—
負債合計	7,557	7,557	—
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(2)	(2)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	(23)	(23)
デリバティブ取引合計	(2)	(26)	(23)

（※） デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、預託金、募集等払込金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格、受益証券は基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 信用取引借入金

信用取引借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 預り金

預り金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	566
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	722
合計	1,289

(※) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	12,914	—	—	—
預託金	2,845	—	—	—
信用取引貸付金	8,125	—	—	—
募集等払込金	2,051	—	—	—
合計	25,936	—	—	—

4 その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
信用取引借入金	3,602	—	—	—
合計	3,602	—	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) 売買目的有価証券(商品有価証券等)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 4百万円

(2) その他有価証券

区分	前連結会計年度 (平成22年3月31日現在)		
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	177	100	76
小計	177	100	76
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	236	287	△50
小計	236	287	△50
合計	414	388	26

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
68	19	—

(4) 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損23百万円を計上しております。

(5) 保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 売買目的有価証券(商品有価証券等)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 0 百万円

(2) その他有価証券

区分	当連結会計年度 (平成23年3月31日現在)		
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	69	5	64
小計	69	5	64
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	374	396	△21
小計	374	396	△21
合計	444	401	43

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
42	21	4

(4) 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損 1 百万円を計上しております。

(5) 保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	63	—	△0	△0
	カナダドル	9	—	△0	△0
	豪ドル	433	—	△4	△4
	ニュージーランドドル	2	—	△0	△0
合計		509	—	△4	△4

(注) 時価の算定方法については、先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法		デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金				
	支払固定・受取変動		438	408	△21	
合計			438	408	△21	

(注) 時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	32	—	△0	△0
	売建				
	豪ドル	410	—	△2	△2
	ニュージーランドドル	4	—	△0	△0
	ポンド	0	—	0	0
合計		447	—	△2	△2

(注) 時価の算定方法については、先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	408	378	△23
合計			408	378	△23

(注) 時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																
1 採用している退職給付制度の概要 提出会社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>4,495百万円</td></tr> <tr> <td>(内訳)</td><td></td></tr> <tr> <td>②未認識数理計算上の差異</td><td>246</td></tr> <tr> <td>③年金資産</td><td>4,028</td></tr> <tr> <td>④退職給付引当金</td><td>221</td></tr> </table> (注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①勤務費用</td><td>294百万円</td></tr> <tr> <td>②利息費用</td><td>84</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益</td><td>△67</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td><td>99</td></tr> <tr> <td>⑤過去勤務債務の費用処理額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑥退職給付費用</td><td>411</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ② 割引率 2.00% ③ 期待運用収益率 2.00% ④ 過去勤務債務の額の処理年数 5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法) ⑤ 数理計算上の差異の処理年数 8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法。 ただし、翌連結会計年度から費用処理しております。)	①退職給付債務	4,495百万円	(内訳)		②未認識数理計算上の差異	246	③年金資産	4,028	④退職給付引当金	221	①勤務費用	294百万円	②利息費用	84	③期待運用収益	△67	④数理計算上の差異の費用処理額	99	⑤過去勤務債務の費用処理額	—	⑥退職給付費用	411	1 採用している退職給付制度の概要 提出会社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成22年10月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度について確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行いたしました。 2 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>3,196百万円</td></tr> <tr> <td>(内訳)</td><td></td></tr> <tr> <td>②未認識数理計算上の差異</td><td>250</td></tr> <tr> <td>③未認識過去勤務債務</td><td>54</td></tr> <tr> <td>④年金資産</td><td>2,692</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td><td>198</td></tr> </table> (注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①勤務費用</td><td>230百万円</td></tr> <tr> <td>②利息費用</td><td>75</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益</td><td>△66</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td><td>23</td></tr> <tr> <td>⑤過去勤務債務の費用処理額</td><td>13</td></tr> <tr> <td>⑥その他(注)</td><td>55</td></tr> <tr> <td>⑦退職給付費用</td><td>332</td></tr> </table> (注) 確定拠出年金への掛け金支払額であります。 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (同左)	①退職給付債務	3,196百万円	(内訳)		②未認識数理計算上の差異	250	③未認識過去勤務債務	54	④年金資産	2,692	⑤退職給付引当金	198	①勤務費用	230百万円	②利息費用	75	③期待運用収益	△66	④数理計算上の差異の費用処理額	23	⑤過去勤務債務の費用処理額	13	⑥その他(注)	55	⑦退職給付費用	332
①退職給付債務	4,495百万円																																																
(内訳)																																																	
②未認識数理計算上の差異	246																																																
③年金資産	4,028																																																
④退職給付引当金	221																																																
①勤務費用	294百万円																																																
②利息費用	84																																																
③期待運用収益	△67																																																
④数理計算上の差異の費用処理額	99																																																
⑤過去勤務債務の費用処理額	—																																																
⑥退職給付費用	411																																																
①退職給付債務	3,196百万円																																																
(内訳)																																																	
②未認識数理計算上の差異	250																																																
③未認識過去勤務債務	54																																																
④年金資産	2,692																																																
⑤退職給付引当金	198																																																
①勤務費用	230百万円																																																
②利息費用	75																																																
③期待運用収益	△66																																																
④数理計算上の差異の費用処理額	23																																																
⑤過去勤務債務の費用処理額	13																																																
⑥その他(注)	55																																																
⑦退職給付費用	332																																																

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費の株式報酬費用 16百万円

2. 当連結会計年度中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 45百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 80,000
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年6月23日
権利行使期間	平成21年6月24日～平成26年6月23日

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員382
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 288,200
付与日	平成21年10月1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年10月2日～平成23年10月1日
権利行使期間	平成23年10月2日～平成26年10月1日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日	平成17年6月25日	平成19年6月23日	平成21年6月20日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	—	—	80,000	—
付与(株)	—	—	—	288,200
失効(株)	—	—	—	2,600
権利確定(株)	—	—	80,000	—
未確定残(株)	—	—	—	285,600
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	22,000	72,000	—	—
権利確定(株)	—	—	80,000	—
権利行使(株)	—	—	—	—
失効(株)	22,000	33,000	80,000	—
未行使残(株)	—	39,000	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日	平成17年6月25日	平成19年6月23日	平成21年6月20日
権利行使価格(円)	1,033	1,129	1,910	676
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	571	157

4. 当連結会計年度に付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 53.2%

平成18年4月1日～平成21年10月1日の株価実績に基づき算定しております。

② 予想残存期間 3年6ヶ月

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③ 予想配当 26円/株

平成21年3月期の年間普通配当実績によります。

④ 無リスク利子率 0.4%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費の株式報酬費用 21百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年 6 月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社執行役 1、当社従業員 8
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 76,000
付与日	平成17年 8 月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年 6 月26日～平成19年 6 月25日
権利行使期間	平成19年 6 月26日～平成22年 6 月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員382
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 288,200
付与日	平成21年10月 1 日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年10月 2 日～平成23年10月 1 日
権利行使期間	平成23年10月 2 日～平成26年10月 1 日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6 月25日	平成21年 6 月20日
権利確定前		
前連結会計年度末（株）	—	285,600
付与（株）	—	—
失効（株）	—	4,200
権利確定（株）	—	—
未確定残（株）	—	281,400
権利確定後		
前連結会計年度末（株）	39,000	—
権利確定（株）	—	—
権利行使（株）	—	—
失効（株）	39,000	—
未行使残（株）	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6 月25日	平成21年 6 月20日
権利行使価格（円）	1,129	676
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	157

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(1) 流動資産		(1) 流動資産	
賞与引当金損金不算入額	185百万円	賞与引当金損金不算入額	162百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額	23	賞与引当金に対する社会保険料相当額	21
事業税付加価値割及び資本割	20	事業税付加価値割及び資本割	11
事業税所得割	1	事業税所得割	1
役員退職金未払額損金算入否認	13	役員退職金未払額損金算入否認	6
執行役員報酬未払額	0	ポイント引当金	82
ポイント引当金	110	損金不算入額	4
損金不算入額	4	貸倒引当金損金算入否認	6
貸倒引当金損金算入否認	6	その他	297
その他	365	小計	△291
小計	△359	繰延税金資産（流動）計	5
評価性引当額	6		
繰延税金資産（流動）計			
(2) 固定資産		(2) 固定資産	
繰越欠損金	1,895百万円	繰越欠損金	2,701百万円
投資有価証券評価損否認	169	投資有価証券評価損否認	147
投資事業有限責任組合損失否認	116	投資事業有限責任組合損失否認	116
退職給付引当金損金不算入額	89	退職給付引当金損金不算入額	80
減価償却費限度超過額	43	減価償却費限度超過額	41
金融商品取引責任準備金	56	金融商品取引責任準備金	41
損金不算入額	104	損金不算入額	100
ゴルフ会員権評価損否認	39	ゴルフ会員権評価損否認	6
貸倒引当金損金算入否認	25	貸倒引当金損金算入否認	25
電話加入権評価損否認	22	電話加入権評価損否認	16
役員退職慰労引当金	12	損金不算入額	23
損金不算入額	2,577	その他	3,301
その他	△2,564	小計	△3,295
小計	12	繰延税金資産（固定）計	6
評価性引当額			
繰延税金資産（固定）計			
繰延税金資産合計	18	繰延税金資産合計	12
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		固定負債	
その他有価証券評価差額金	△19百万円	その他有価証券評価差額金	△8百万円
繰延税金負債（固定）計	△19	繰延税金負債（固定）計	△8
繰延税金負債合計	△19	繰延税金負債合計	△8
繰延税金負債の純額	△0	繰延税金資産の純額	3

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 94.62	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △25.27	
住民税均等割額 34.65	
税効果対象外の未実現損益の消去 17.01	
連結上の受取配当金の消去 64.04	
評価性引当額の増減額 △167.50	
その他 △0.95	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 57.29	

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末 (平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「投資・金融サービス業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高(営業収益)】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外営業収益が連結営業収益の10%未満であるので、記載を省略しております。

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高(営業収益)

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

取得による企業結合

1 環証券株式会社との合併

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 環証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

② 企業結合を行った主な理由

和歌山県内での協働による事業展開を図るため。

③ 企業結合日

平成22年4月12日

④ 企業結合の法的形式

いちよし証券株式会社を存続会社、環証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

いちよし証券株式会社

⑥ 取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 4.8%

企業結合日に追加取得した議決権比率 95.2%

取得後の議決権比率 100%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年4月12日から平成23年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	合併直前に保有していた環証券株式の企業結合日における時価	6百万円
	企業結合日に交付したいちよし証券株式の普通株式の時価	74 〃
取得原価		80百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

環証券株式会社の普通株式1株に対して、いちよし証券株式会社の普通株式0.075株を割当交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

株式会社コーポレートディレクションに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付した株式数

112,125株

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん の金額

21百万円

② 発生原因

主として環証券株式会社が金融商品取引業を展開する地域における協働による事業規模の拡大によって期待される超過収益力であります。

③ 償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	214百万円
固定資産	38 〃
資産合計	<u>252百万円</u>
流動負債	192百万円
固定負債	1 〃
負債合計	<u>193百万円</u>

2 飯田証券株式会社との合併

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 飯田証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

② 企業結合を行った主な理由

長野県内での協働による事業展開を図るため。

③ 企業結合日

平成23年1月4日

④ 企業結合の法的形式

いちよし証券株式会社を存続会社、飯田証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

いちよし証券株式会社

⑥ 取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 34.3%

企業結合日に追加取得した議決権比率 65.7%

取得後の議決権比率 100%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年1月4日から平成23年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	合併直前に保有していた飯田証券株式の企業結合日における時価	93百万円
	企業結合日に交付したいちよし証券株式の普通株式の時価	178 〃
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	2 〃
取得原価		275百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

飯田証券株式会社の普通株式1株に対して、いちよし証券株式会社の普通株式2.004株を割当交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

株式会社コーポレートディレクションに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付した株式数

287,774株

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額の差額

3百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

100百万円

② 発生原因

主として飯田証券株式会社が金融商品取引業を展開する地域における協働による事業規模の拡大によって期待される超過収益力であります。

③ 償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	1,506百万円
固定資産	79 "
資産合計	<u>1,585百万円</u>
流動負債	1,403百万円
固定負債	7 "
負債合計	<u>1,410百万円</u>

3 佐世保証証券株式会社との合併

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 佐世保証証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

② 企業結合を行った主な理由

長崎県及び佐賀県内での協働による事業展開を図るため。

③ 企業結合日

平成23年1月4日

④ 企業結合の法的形式

いちよし証券株式会社を存続会社、佐世保証証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

いちよし証券株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年1月4日から平成23年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付したいちよし証券株式会社の普通株式の時価	82百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	2 〃
取得原価		85百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

佐世保証証券株式会社の普通株式1株に対して、いちよし証券株式会社の普通株式0.053株を割当交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

株式会社コーポレートディレクションに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付した株式数

132,388株

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

27百万円

② 発生原因

主として佐世保証証券株式会社が金融商品取引業を展開する地域における協働による事業規模の拡大によって期待される超過収益力であります。

③ 償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	842百万円
固定資産	115 〃
資産合計	957百万円
流動負債	896百万円
固定負債	3 〃
負債合計	899百万円

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 619.13円	1 株当たり純資産額 560.19円
1 株当たり当期純利益 0.93円	1 株当たり当期純損失 (△) △36.12円
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 一円	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 一円

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 算定上の基礎

(1) 1 株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	26,917	24,672
普通株式に係る純資産額 (百万円)	26,875	24,607
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	11	33
少数株主持分	30	31
普通株式の発行済株式数 (千株)	44,431	44,431
普通株式の自己株式数 (千株)	1,023	503
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (千株)	43,408	43,927

(2) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	40	△1,575
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	40	△1,575
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,814	43,615
当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	ストック・オプションに係る 新株予約権 ①(決議年月日平成17年6月 25日、新株予約権の数390個、 株式数39,000株) ②(決議年月日平成21年6月 20日、新株予約権の数2,856 個、株式数285,600株)	ストック・オプションに係る 新株予約権 (決議年月日平成21年6月20 日、新株予約権の数2,814 個、株式数281,400株) この概要は、「新株予約権等 の状況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	210	210	1.5	—
1年以内に返済する長期借入金	30	39	2.8	—
1年以内に返済するリース債務	1	1	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	408	459	2.8	平成24年～平成33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	5	3	—	平成24年～平成26年
合計	655	713	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載をしておりません。

- 2 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	39	39	39	39
リース債務	1	1	0	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る営業収益等

	第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	第3四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	第4四半期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益 (百万円)	3,510	2,590	3,098	3,901
税金等調整前四半期純損失 (△) (百万円)	△187	△973	△297	△33
四半期純損失 (△) (百万円)	△209	△989	△313	△62
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△4.82	△22.74	△7.20	△1.42

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31 日)	当事業年度 (平成23年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,837	12,798
預託金	3,111	2,845
トレーディング商品	316	265
商品有価証券等	316	265
約定見返勘定	33	8
信用取引資産	9,994	8,254
信用取引貸付金	8,912	8,125
信用取引借証券担保金	1,082	129
立替金	67	21
募集等払込金	5,419	2,051
短期貸付金	8	11
前払金	15	13
前払費用	57	65
未収入金	16	72
未収還付法人税等	—	3
未収収益	710	468
貸倒引当金	△12	△11
流動資産計	28,576	26,867
固定資産		
有形固定資産	3,409	3,409
建物	※1 1,376	※1 1,286
器具備品	※1 825	※1 814
土地	※4 1,206	※4 1,307
無形固定資産	599	583
のれん	—	142
ソフトウェア	597	439
電話加入権	2	2
投資その他の資産	3,968	3,784
投資有価証券	※2 1,666	※2 1,522
関係会社株式	894	852
出資金	1	1
関係会社長期貸付金	30	30
従業員に対する長期貸付金	66	66
長期差入保証金	1,311	1,313
長期前払費用	8	8
その他	88	5
貸倒引当金	△97	△16
固定資産計	7,978	7,777
資産合計	36,554	34,645

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31 日)	当事業年度 (平成23年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	4	2
デリバティブ取引	4	2
信用取引負債	4,244	3,992
信用取引借入金	※2 3,064	※2 3,602
信用取引貸証券受入金	1,179	390
有価証券担保借入金	34	—
有価証券貸借取引受入金	34	—
預り金	2,529	3,951
受入保証金	873	676
有価証券等受入未了勘定	—	0
短期借入金	※2 210	※2 210
前受収益	6	8
未払金	271	53
未払費用	260	262
未払法人税等	73	59
賞与引当金	425	365
ポイント引当金	272	203
流動負債計	9,204	9,784
固定負債		
繰延税金負債	19	8
再評価に係る繰延税金負債	※4 40	※4 40
退職給付引当金	209	191
その他の固定負債	16	10
固定負債計	285	250
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※3 138	※3 102
特別法上の準備金計	138	102
負債合計	9,628	10,137

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金		
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,550	4,617
資本剰余金合計	8,255	8,322
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	5,000	—
繰越利益剰余金	1,481	3,678
利益剰余金合計	6,481	3,678
自己株式	△517	△248
株主資本合計	28,797	26,330
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△22	4
土地再評価差額金	※4 △1,860	※4 △1,860
評価・換算差額等合計	△1,882	△1,855
新株予約権	11	33
純資産合計	26,926	24,508
負債・純資産合計	36,554	34,645

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
受入手数料	13,766	11,435
委託手数料	5,119	4,245
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	143	44
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,736	2,660
その他の受入手数料	4,766	4,484
トレーディング損益	※1 934	※1 583
金融収益	※2 252	※2 177
営業収益計	14,954	12,196
金融費用	※10 75	※10 44
純営業収益	14,878	12,151
販売費・一般管理費		
取引関係費	※3 1,428	※3 1,380
人件費	※4 7,810	※4 7,186
不動産関係費	※5 1,744	※5 1,755
事務費	※6 2,240	※6 2,230
減価償却費	※7 653	※7 620
租税公課	※8 148	※8 130
その他	※9 524	※9 509
販売費・一般管理費計	14,549	13,813
営業利益又は営業損失(△)	328	△1,661
営業外収益		
投資有価証券配当金	19	17
受取保険金及び配当金	28	14
未払配当金除斥益	17	6
法人税等還付加算金	10	0
株式割当益	—	7
その他	13	6
営業外収益計	90	53
営業外費用		
投資事業組合運用損	174	88
その他	8	13
営業外費用計	183	101
経常利益又は経常損失(△)	235	△1,710

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※11 42	—
投資有価証券売却益	19	21
退職給付制度改定益	—	6
新株予約権戻入益	45	—
貸倒引当金戻入額	—	5
金融商品取引責任準備金戻入	29	48
関係会社清算配当金	140	—
その他	4	—
特別利益計	282	81
特別損失		
固定資産売却損	※12 8	—
固定資産除却損	※13 19	※13 1
固定資産廃棄損	※14 10	—
投資有価証券売却損	—	4
投資有価証券評価損	22	1
ゴルフ会員権評価損	0	7
貸倒引当金繰入額	71	—
減損損失	—	※15 64
前期損益修正損	—	21
特別損失計	134	99
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	383	△1,728
法人税、住民税及び事業税	29	31
法人税等合計	29	31
当期純利益又は当期純損失 (△)	354	△1,759

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	14,577	14,577
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,577	14,577
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,705	3,705
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,705	3,705
その他資本剰余金		
前期末残高	4,550	4,550
当期変動額		
自己株式の処分	—	66
当期変動額合計	—	66
当期末残高	4,550	4,617
資本剰余金合計		
前期末残高	8,255	8,255
当期変動額		
自己株式の処分	—	66
当期変動額合計	—	66
当期末残高	8,255	8,322
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	7,000	5,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	△2,000	△5,000
当期変動額合計	△2,000	△5,000
当期末残高	5,000	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	247	1,481
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失 (△)	354	△1,759
別途積立金の取崩	2,000	5,000
土地再評価差額金の取崩	△155	—
当期変動額合計	1,233	2,197

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期末残高	1,481	3,678
利益剰余金合計		
前期末残高	7,247	6,481
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失 (△)	354	△1,759
別途積立金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	△155	—
当期変動額合計	△766	△2,802
当期末残高	6,481	3,678
自己株式		
前期末残高	△271	△517
当期変動額		
自己株式の取得	△245	△0
自己株式の処分	—	268
当期変動額合計	△245	268
当期末残高	△517	△248
株主資本合計		
前期末残高	29,809	28,797
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失 (△)	354	△1,759
自己株式の取得	△245	△0
自己株式の処分	—	335
土地再評価差額金の取崩	△155	—
当期変動額合計	△1,011	△2,467
当期末残高	28,797	26,330
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	16	△22
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△38	26
当期変動額合計	△38	26
当期末残高	△22	4
土地再評価差額金		
前期末残高	△2,016	△1,860
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	155	—
当期変動額合計	155	—
当期末残高	△1,860	△1,860

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△2,000	△1,882
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	155	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△38	26
当期変動額合計	117	26
当期末残高	△1,882	△1,855
新株予約権		
前期末残高	39	11
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△28	21
当期変動額合計	△28	21
当期末残高	11	33
純資産合計		
前期末残高	27,849	26,926
当期変動額		
剰余金の配当	△964	△1,043
当期純利益又は当期純損失（△）	354	△1,759
自己株式の取得	△245	△0
自己株式の処分	—	335
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△66	48
当期変動額合計	△922	△2,418
当期末残高	26,926	24,508

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 トレーディングの目的及び範囲 当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の發揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。 当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。 2 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。 3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	1 トレーディングの目的及び範囲 (同左) 2 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) 3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの (同左) ② 時価のないもの (同左)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
4 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年 3 月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年 4 月 1 日から平成19年 3 月31 日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年 4 月 1 日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年 3 月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま す。 建物 : 3 年～47年 器具備品 : 3 年～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法 によっております。 5 繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時に全額費用計上しております。 6 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不 能見込額を計上しております。 ① 一般債権 貸倒実績率法によっております。 ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当 社所定の計算方法により算出した支払見込額を計 上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基 づき、当事業年度末において発生していると認め られる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5 年)によ る按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8 年) による按分額を翌事業年度より費用処理しており ます。	4 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産 (同左) 5 繰延資産の処理方法 (同左) 6 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債 権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま す。 (2) 賞与引当金 (同左) (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基 づき、当事業年度末において発生していると認め られる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5 年)によ る按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8 年) による按分額を翌事業年度より費用処理しており ます。 (追加情報) 当社は、平成22年10月 1 日に退職給付制度の改 定を行い、適格退職年金制度について確定給付企 業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行し、「退 職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業 会計基準適用指針第 1 号)を適用しております。 本移行に伴い、当事業年度において特別利益 6 百万円を計上しております。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(4) ポイント引当金 「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率等に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 (5) 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。 7 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ①ヘッジ手段 金利スワップ取引 ②ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。 (3) ヘッジ方針 社内管理規程に従い、金利変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。 8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 (2) リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) ポイント引当金 (同左) (5) 金融商品取引責任準備金 (同左) 7 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 (同左) (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3) ヘッジ方針 (同左) (4) ヘッジの有効性評価の方法 (同左) 8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理方法 (同左) (2) (同左)

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用) 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することになったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。	(「資産除去債務に関する会計基準」等の適用) 当事業年度から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (「企業結合に関する会計基準」等の適用) 当事業年度から平成20年12月26日改正の「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第21号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第7号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(損益計算書関係) 1 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記することとしております。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「未払配当金除斥益」は4百万円であります。 2 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「法人税等還付加算金」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記することとしております。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「法人税等還付加算金」は12百万円であります。	—————

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)					当事業年度 (平成23年3月31日)				
※1 有形固定資産から控除した減価償却累計額 4,241百万円					※1 有形固定資産から控除した減価償却累計額 4,580百万円				
※2 担保に供している資産は次のとおりであります。					※2 担保に供している資産は次のとおりであります。				
被担保債務		担保に供している資産			被担保債務		担保に供している資産		
科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	210	—	290	290	短期借入金	210	—	308	308
金融機関 借入金	210	—	275	275	金融機関 借入金	210	—	293	293
証券金融 会社 借入金	—	—	15	15	証券金融 会社 借入金	—	—	15	15
信用取引 借入金	3,064	—	83	83	信用取引 借入金	3,602	—	96	96
計	3,274	—	373	373	計	3,812	—	405	405
(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として34百万円、短期借入金に対して45百万円、信用取引借入金に対して1,561百万円、先物取引証拠金等の代用として8百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として50百万円、清算預託金の代用として7百万円、清算基金として378百万円差し入れております。					(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として28百万円、短期借入金に対して57百万円、信用取引借入金に対して1,754百万円、先物取引証拠金等の代用として34百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として36百万円、清算預託金の代用として1百万円、清算基金として464百万円差し入れております。				
※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5					※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 (同左)				

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △246百万円 5 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 1,273百万円 ②信用取引借入金本担保証券 3,122 ③貸付有価証券 54 6 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 8,999百万円 ②信用取引借証券 1,092 ③借入有価証券 20 ④受入証拠金代用有価証券 0 ⑤受入保証金代用有価証券 13,126	※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △294百万円 5 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 412百万円 ②信用取引借入金本担保証券 3,710 ③貸付有価証券 — 6 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 7,447百万円 ②信用取引借証券 132 ③借入有価証券 — ④受入証拠金代用有価証券 — ⑤受入保証金代用有価証券 13,334

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
※1 トレーディング損益の内訳				※1 トレーディング損益の内訳			
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)		実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング 損益	455	0	455	株券等トレーディング 損益	278	△3	274
債券等トレーディング 損益	504	1	505	債券等トレーディング 損益	233	△0	232
その他のトレーディン グ損益	△24	△2	△26	その他のトレーディン グ損益	74	1	76
計	935	△0	934	計	585	△2	583
※2 金融収益の内訳				※2 金融収益の内訳			
信用取引受取利息・品貸料		234 百万円		信用取引受取利息・品貸料		161 百万円	
受取配当金		2		受取配当金		2	
受取債券利子		3		受取債券利子		3	
受取利息		9		受取利息		7	
その他		2		その他		2	
計		252		計		177	
※3 取引関係費の内訳				※3 取引関係費の内訳			
支払手数料		227 百万円		支払手数料		106 百万円	
取引所・協会費		134		取引所・協会費		142	
通信・運送費		595		通信・運送費		574	
旅費・交通費		168		旅費・交通費		170	
広告宣伝費		295		広告宣伝費		336	
交際費		131		交際費		120	
ポイント引当金繰入		△125		ポイント引当金繰入		△69	
計		1,428		計		1,380	
※4 人件費の内訳				※4 人件費の内訳			
役員報酬・従業員給料		5,884 百万円		役員報酬・従業員給料		5,470 百万円	
歩合外務員給料		65		歩合外務員給料		42	
福利厚生費		932		福利厚生費		882	
賞与引当金繰入		425		賞与引当金繰入		365	
退職給付費用		380		退職給付費用		305	
その他		122		その他		120	
計		7,810		計		7,186	

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
※ 5 不動産関係費の内訳 不動産費 1,239 百万円 器具・備品費 504 計 1,744	※ 5 不動産関係費の内訳 不動産費 1,204 百万円 器具・備品費 550 計 1,755
※ 6 事務費の内訳 事務委託費 2,159 百万円 事務用品費 80 計 2,240	※ 6 事務費の内訳 事務委託費 2,148 百万円 事務用品費 81 計 2,230
※ 7 減価償却費の内訳 有形固定資産 375 百万円 無形固定資産 265 投資その他の資産 12 計 653	※ 7 減価償却費の内訳 有形固定資産 357 百万円 無形固定資産 256 投資その他の資産 6 計 620
※ 8 租税公課の内訳 事業税付加価値割及び資本割 77 百万円 事業所税 16 固定資産税及び自動車税 37 印紙税 2 その他 15 計 148	※ 8 租税公課の内訳 事業税付加価値割及び資本割 66 百万円 事業所税 15 固定資産税及び自動車税 30 印紙税 2 その他 14 計 130
※ 9 その他の内訳 図書費 21 百万円 営業資料費 297 水道光熱費 70 諸会費 10 その他 125 計 524	※ 9 その他の内訳 図書費 20 百万円 営業資料費 295 水道光熱費 72 諸会費 9 のれん償却額 10 その他 101 計 509
※10 金融費用の内訳 信用取引支払利息・品借料 72 百万円 支払利息 3 その他 0 計 75	※10 金融費用の内訳 信用取引支払利息・品借料 41 百万円 支払利息 3 その他 0 計 44

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																														
※11 固定資産売却益は、大阪支店の土地等をいちよしビジネスサービス株式会社へ売却したことによる売却益であります。	※11 _____																														
※12 固定資産売却損は、川崎寮の土地及び建物をいちよしビジネスサービス株式会社へ売却したことによる売却損であります。	※12 _____																														
※13 固定資産除却損は、いちよしダイレクトの移転等に伴う、建物及び器具備品の除却等であります。	※13 固定資産除却損は、田辺支店、針中野支店及び保谷寮等の器具備品等の除却であります。																														
※14 固定資産廃棄損は、いちよしダイレクトの移転等に伴う、撤去費用等であります。	※14 _____																														
	※15 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 (単位：百万円) <table><tr><th>場所</th><th>埼玉県 越谷市</th><th>奈良県 奈良市</th><th>愛知県 岡崎市</th><th>和歌山県 田辺市</th><th>計</th></tr><tr><th>用途</th><th>営業用 店舗</th><th>営業用 店舗</th><th>営業用 店舗</th><th>営業用 店舗</th><th></th></tr><tr><td>建物</td><td>8</td><td>25</td><td>5</td><td>12</td><td>51</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>計</td><td>12</td><td>28</td><td>7</td><td>15</td><td>64</td></tr></table>	場所	埼玉県 越谷市	奈良県 奈良市	愛知県 岡崎市	和歌山県 田辺市	計	用途	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗		建物	8	25	5	12	51	器具備品	3	3	2	3	13	計	12	28	7	15	64
場所	埼玉県 越谷市	奈良県 奈良市	愛知県 岡崎市	和歌山県 田辺市	計																										
用途	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗	営業用 店舗																											
建物	8	25	5	12	51																										
器具備品	3	3	2	3	13																										
計	12	28	7	15	64																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	580,640	442,421	—	1,023,061

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 441,800株

単元未満株式の買取りによる増加 621株

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,023,061	108	532,288	490,881

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 108株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

吸収合併による株式の割り当てに充当したことによる減少 532,288株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																
1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <th></th><th>器具備品</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>4</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>0</td></tr> </table> (2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <td>1年内</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>—</td></tr> <tr> <td>計</td><td>0</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>2</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>4</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	5百万円	減価償却累計額相当額	4	期末残高相当額	0	1年内	0百万円	1年超	—	計	0	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	2	1年内	4百万円	1年超	4	計	9	1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <th></th><th>器具備品</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>21百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>9</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>11</td></tr> </table> (2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>5</td></tr> <tr> <td>計</td><td>11</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>4</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	21百万円	減価償却累計額相当額	9	期末残高相当額	11	1年内	5百万円	1年超	5	計	11	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4	1年内	3百万円	1年超	1	計	4
	器具備品																																																
取得価額相当額	5百万円																																																
減価償却累計額相当額	4																																																
期末残高相当額	0																																																
1年内	0百万円																																																
1年超	—																																																
計	0																																																
支払リース料	2百万円																																																
減価償却費相当額	2																																																
1年内	4百万円																																																
1年超	4																																																
計	9																																																
	器具備品																																																
取得価額相当額	21百万円																																																
減価償却累計額相当額	9																																																
期末残高相当額	11																																																
1年内	5百万円																																																
1年超	5																																																
計	11																																																
支払リース料	4百万円																																																
減価償却費相当額	4																																																
1年内	3百万円																																																
1年超	1																																																
計	4																																																

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位: 百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	797
関連会社株式	96
計	894

(※) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位: 百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	797
関連会社株式	55
計	852

(※) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31 日)		当事業年度 (平成23年 3 月31 日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(1) 流動資産		(1) 流動資産	
賞与引当金損金不算入額	172百万円	賞与引当金損金不算入額	148百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額	21	賞与引当金に対する社会保険料相当額	19
事業税付加価値割及び資本割	19	事業税付加価値割及び資本割	11
役員退職金未払額損金算入否認	13	役員退職金未払額損金算入否認	6
執行役員報酬未払額	0	ポイント引当金	82
ポイント引当金	110	損金不算入額	4
貸倒引当金損金算入否認	4	貸倒引当金損金算入否認	4
その他	6	その他	6
小計	349	小計	278
評価性引当額	△349	評価性引当額	△278
繰延税金資産（流動）計	—	繰延税金資産（流動）計	—
(2) 固定資産		(2) 固定資産	
繰越欠損金	1,692百万円	繰越欠損金	2,481百万円
投資有価証券評価損否認	169	投資有価証券評価損否認	147
関係会社株式評価損否認	69	関係会社株式評価損否認	69
投資事業有限責任組合損失否認	116	投資事業有限責任組合損失否認	116
退職給付引当金損金不算入額	85	退職給付引当金損金不算入額	77
減価償却費限度超過額	43	減価償却費限度超過額	41
金融商品取引責任準備金	56	金融商品取引責任準備金	41
損金不算入額	104	損金不算入額	41
ゴルフ会員権評価損否認	39	ゴルフ会員権評価損否認	100
貸倒引当金損金算入否認	25	貸倒引当金損金算入否認	6
電話加入権評価損否認	12	電話加入権評価損否認	25
その他	2	その他	23
小計	2,416	小計	3,130
評価性引当額	△2,416	評価性引当額	△3,130
繰延税金資産（固定）計	—	繰延税金資産（固定）計	—
繰延税金資産合計	—	繰延税金資産合計	—
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		固定負債	
その他有価証券評価差額金	△19百万円	その他有価証券評価差額金	△8百万円
繰延税金負債（固定）計	△19	繰延税金負債（固定）計	△8
繰延税金負債合計	△19	繰延税金負債合計	△8
繰延税金負債の純額	△19	繰延税金負債の純額	△8

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 16.81	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △5.87	
住民税均等割額 7.73	
評価性引当額の増減額 △51.64	
その他 0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.73	

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

取得による企業結合

1 環証券株式会社との合併

連結財務諸表の注記事項 (企業結合等関係) に記載しているため、注記を省略しております。

2 飯田証券株式会社との合併

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 飯田証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

② 企業結合を行った主な理由

長野県内での協働による事業展開を図るため。

③ 企業結合日

平成23年1月4日

④ 企業結合の法的形式

いちよし証券株式会社を存続会社、飯田証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

いちよし証券株式会社

⑥ 取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 34.3%

企業結合日に追加取得した議決権比率 65.7%

取得後の議決権比率 100%

(2) 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成23年1月4日から平成23年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	合併直前に保有していた飯田証券株式の企業結合日における簿価	96百万円
	企業結合日に交付したいちよし証券株式会社の普通株式の時価	178 〃
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	2 〃
取得原価		278百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

飯田証券株式会社の普通株式 1 株に対して、いちよし証券株式会社の普通株式2.004株を割当交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

株式会社コーポレートディレクションに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付した株式数

287,774株

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

103百万円

② 発生原因

主として飯田証券株式会社が金融商品取引業を展開する地域における協働による事業規模の拡大によって期待される超過収益力であります。

③ 償却の方法及び償却期間

5 年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	1,506百万円
固定資産	79 〃
資産合計	1,585百万円
流動負債	1,403百万円
固定負債	7 〃
負債合計	1,410百万円

3 佐世保証証券株式会社との合併

連結財務諸表の注記事項（企業結合等関係）に記載しているため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	620.05円	1株当たり純資産額	557.00円
1株当たり当期純利益	8.08円	1株当たり当期純損失(△)	△40.34円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	—円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	—円

(注) 1 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	26,926	24,508
普通株式に係る純資産額(百万円)	26,915	24,474
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	11	33
普通株式の発行済株式数(千株)	44,431	44,431
普通株式の自己株式数(千株)	1,023	490
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	43,408	43,940

(2) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	354	△1,759
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	354	△1,759
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,814	43,617
当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	ストック・オプションに係る 新株予約権 ①(決議年月日平成17年6月 25日、新株予約権の数390個、 株式数39,000株) ②(決議年月日平成21年6月 20日、新株予約権の数2,856 個、株式数285,600株)	ストック・オプションに係る 新株予約権 (決議年月日平成21年6月20 日、新株予約権の数2,814 個、株式数281,400株) この概要は、「新株予約権等 の状況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額(百万円)
トレーディング 商品	売買目的有価証券	(2銘柄)	82,432	37
		小計	82,432	37
投資有価証券	その他有価証券	長野計器(株)	362,032	267
		平和不動産(株)	400,706	76
		(株)デジタルガレージ	100	36
		(株)東京証券会館	68,644	34
		ピーアークホールディングス(株)	30,000	30
		エース証券(株)	69,300	27
		(株)大利根CC	2	22
		ファンネックス・アセット・マネ ジメント(株)	320	21
		平和オート(株)	20,000	20
		ラックホールディングス(株)	87,000	19
		その他(54銘柄)	831,522	243
		小計	1,869,626	800
計		1,952,058	838	

【債券】

銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
トレーディング 商品	売買目的有価証券	国債(55銘柄)	195	201
		地方債(2銘柄)	8	8
		社債(1銘柄)	17	17
		外貨建債券(3銘柄)	10	0
		計	230	227

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資) ジャフコ・スーパーV3-A号	3.0	262
		その他 (15銘柄)	102.5	459
		計	—	722

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物 (注)	3,729	117	52 (51)	3,795	2,508	155	1,286
器具備品 (注)	2,713	204	31 (13)	2,886	2,071	201	814
土地 (注)	1,206	100	—	1,307	—	—	1,307
有形固定資産計	7,650	423	84 (64)	7,989	4,580	357	3,409
無形固定資産							
のれん	—	152	—	152	10	10	142
ソフトウェア	1,972	98	—	2,070	1,631	256	439
電話加入権	28	0	—	28	25	0	2
無形固定資産計	2,001	251	—	2,252	1,668	267	583
長期前払費用	94	7	6	94	86	6	8

(注) 当期増加額には、環証券株式会社、飯田証券株式会社及び佐世保証券株式会社との合併により、建物82百万円、器具備品13百万円及び土地100百万円の増加額を含んでおります。

なお、当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注1)	109	3	77	8	27
賞与引当金 (注2)	425	365	425	—	365
ポイント引当金 (注2)	272	203	—	272	203
金融商品取引責任準備金 (注3)	138	11	0	47	102

(注) 1 当期減少額（その他）は一般債権の洗替及び貸倒懸念債権等の回収等による戻入であります。

2 当期減少額（その他）は洗替による戻入であります。

3 当期減少額（その他）は金融商品取引法の規定に基づく取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成23年3月末日現在における主な資産・負債の内容は次のとおりであります。

なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

① 資産の部

イ 現金・預金

区分	金額(百万円)
現金	284
預金	
当座預金	9,826
普通預金	2,246
定期預金	10
別段預金	1
郵便貯金	430
小計	12,514
合計	12,798

ロ 預託金

区分	金額(百万円)
顧客分別金信託	2,670
その他の預け金	175
計	2,845

ハ 信用取引資産

区分	金額(百万円)
信用取引貸付金 (注1)	8,125
信用取引借証券担保金 (注2)	129
計	8,254

(注) 1 顧客の信用取引に係る株券の買付代金相当額

2 貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券の担保金

ニ 募集等払込金

区分	金額(百万円)
受益証券払込金	2,051
計	2,051

② 負債の部

イ 信用取引負債

区分	金額(百万円)
信用取引借入金 (注1)	3,602
信用取引貸証券受入金 (注2)	390
計	3,992

- (注) 1 貸借取引による証券金融会社からの借入金
2 顧客の信用取引に係る株券の売付代金相当額

ロ 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金	1,924
その他の預り金 (注)	2,026
計	3,951

- (注) 代理事務業務に付随して発生する一時的な預り金、源泉所得税預り金等

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
単元未満株式の売渡請求	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
売渡請求手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.ichiyoshi.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第68期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成22年6月22日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第64期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

事業年度 第65期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

事業年度 第66期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第67期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

事業年度 第68期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月22日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書及び確認書

第69期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)平成22年8月12日関東財務局長に提出

第69期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)平成22年11月12日関東財務局長に提出

第69期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)平成23年2月10日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第67期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第67期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第67期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第68期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第68期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第68期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第69期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第69期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

第69期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)平成23年6月16日関東財務局長に提出

(7) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を平成22年6月23日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月22日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、いちよし証券株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、いちよし証券株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6 月21日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 万里夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、いちよし証券株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、いちよし証券株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月22日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月21日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 万里夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 井 啓 仁	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月21日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役（兼）代表執行役社長 武 樋 政 司
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号) 岡山支店 (岡山市北区内山下一丁目1番5号) 神戸支店 (神戸市中央区加納町六丁目6番1号) 横浜支店 (横浜市西区南幸二丁目20番5号) 千葉支店 (千葉市中央区新町1番地20) 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番26号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役（兼）代表執行役社長武樋政司は、当社の第69期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。